

第1回 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会 次第

日 時：令和4年11月8日（火）15:00～

場 所：泉区福祉保健センター 機能訓練室

1 あいさつ

2 委員紹介

3 議題

【関連資料】

(1) 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会について・・・ 資料2  
・・・ 別冊資料4

(2) 選定委員会委員長の選任・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊資料5

(3) 委員長職務代理者の指名・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊資料5

(4) 泉区の子育て世帯の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料3

(5) 地域子育て支援拠点事業の概要及び5か年の振り返りについて・・・ 資料4  
・・・ 資料5

(6) 募集概要及び選定スケジュールについて・・・・・・・・ 資料6

(7) 法人選定の基準について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料7

4 その他

第2回 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会

日時 令和4年12月12日（月）14:00～

場所 泉区福祉保健センター 母子健康相談室

裏面あり

## 配付資料一覧

- 資料1 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員名簿
- 資料2 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会について
- 資料3 泉区の子育て世帯の概要
- 資料4 横浜市の地域子育て支援拠点の概要
- 資料5 泉区地域子育て支援拠点事業5か年度の振り返り
- 資料6 募集概要及び選定スケジュール
- 資料7 運営法人選定委員会 評価指標

### 【別冊資料】

- 1 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人募集要項及び提案書抜粋
- 2 令和5年度横浜市泉区地域子育て支援拠点事業仕様書（案）
- 3 横浜市泉区地域子育て支援拠点事業実施要綱
- 4 横浜市泉区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱
- 5 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱

## 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員名簿

	所属・役職等	氏名
1	聖徳大学大学院兼任講師	にし ともこ 西 智子
2	泉区連合自治会町内会長会会長	ばば かつみ 馬場 勝己
3	横浜市泉区民生委員児童委員協議会	ますこ まゆみ 益子 眞弓
4	横浜市泉区民生委員児童委員協議会 主任児童委員	いざわ よしえ 飯澤 良江
5	横浜市泉区社会福祉協議会会長	かいぬま さだお 貝沼 貞夫
6	横浜市泉区保育園長会会長 御霊神社幼児園長	おざわ けいいち 小澤 恵一
7	横浜市幼稚園協会泉支部長 認定こども園宮の台幼稚園長	はた よしのぶ 畠 義信
8	横浜市踊場地域ケアプラザ施設長	いくた じゅんや 生田 純也
9	泉地域活動ホームかがやき施設長	かねこ やすみ 金子 恭己
10	子育て支援者 助言者	ささおか みちこ 笹岡 美知子

## 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会について

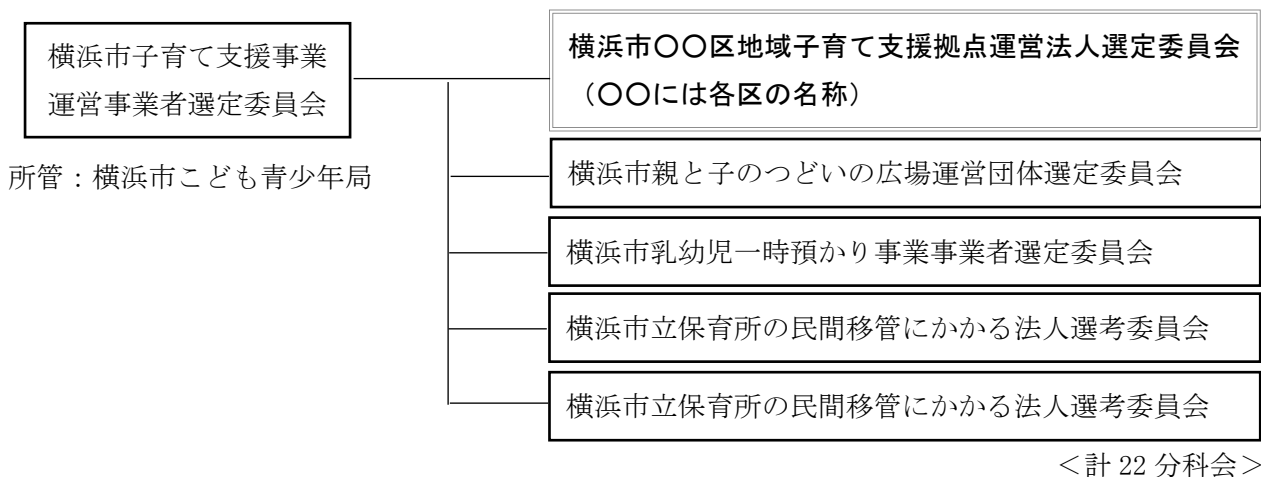
### 1 設置目的

平成 21 年 1 月に設置された横浜市泉区地域子育て支援拠点「すきっぷ」は、平成 30 年 4 月から運営 3 期目となり、5 年目となる本年度で、現法人による運営期間が満了となります。

令和 5 年度から次期 5 か年の運営を担う法人を選定するため、「横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会」を設置します。

### 2 選定委員会の位置づけ

【下部組織（分科会）】



### 3 横浜市泉区子育て支援拠点運営法人選定委員会について

別冊資料 5 「横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱」に基づき運営を行う。

#### (1) 担当事務

横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人に応募をした法人について、「横浜市泉区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱（別冊資料 4）」第 8 条に規定する運営法人の選定基準に基づき審議すること。

審議にあたっては、応募法人の提出書類を審査、評価するとともに、応募法人に対してヒアリングを実施し、その内容を評価する。

#### (2) 組織

##### ア 委員数

10名

##### イ 委員構成

横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会の委員長が指名する委員、子育て支援に理解のある地域関係者、有識者及びその他区長が必要と認める者

##### ウ 任期

令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

##### エ 身分

非常勤特別職職員

#### 4 運営事業者選定委員会と分科会の関係

- (1) 上記2の22の委員会については、運営事業者選定委員会運営要綱において、分科会として規定されています（運営事業者選定委員会と同様、附属機関に位置付けられます）。
- (2) 分科会は、運営事業者選定委員会の委員長が指名する委員若干人及び市長が任命する者により構成します（分科会の委員も、本市非常勤特別職職員として市長から任命されます）。
- (3) 分科会には、分科会の委員の互選により分科会長を1人置きます。
- (4) 分科会における議決をもって、運営事業者選定委員会の議決とします（ただし、各分科会の議決内容については、次年度の運営事業者選定委員会において報告します）。
- (5) その他、分科会の組織や運営に関する事項は、別に定めます（各分科会の運営要綱）。

#### 5 会議の公開について

本委員会は市の附属機関と位置づけられているため、会議は原則公開となっています。このため、本日の会議は公開して開催しますが、第2回の選定委員会については、法人や団体に関する具体的な情報を取り扱うこととなるため、公開することで法人や団体に不利益を及ぼすおそれがあることから非公開として開催します。

なお、本委員会の会議録については、委員名簿と併せて後日、泉区のホームページで公表させていただきますことをご了承ください。

#### 6 委員としての注意

- (1) 選定のうへで知りえた団体や個人に関する情報は外部に口外されないようお願いいたします。
- (2) 選定の公平性を確保するため、応募法人との接触は極力避けて頂くようお願いいたします。

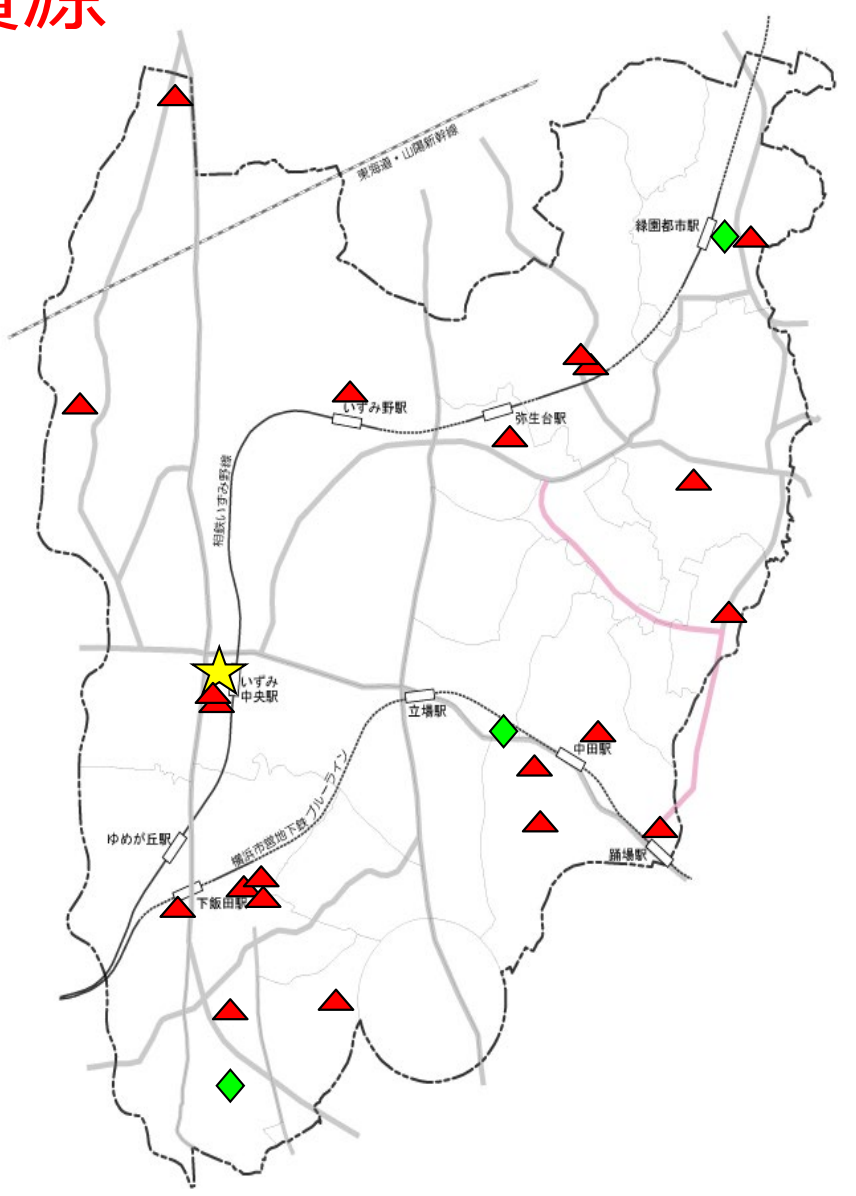
# 泉区の子育て世帯の概要

令和4年11月8日  
泉区こども家庭支援課

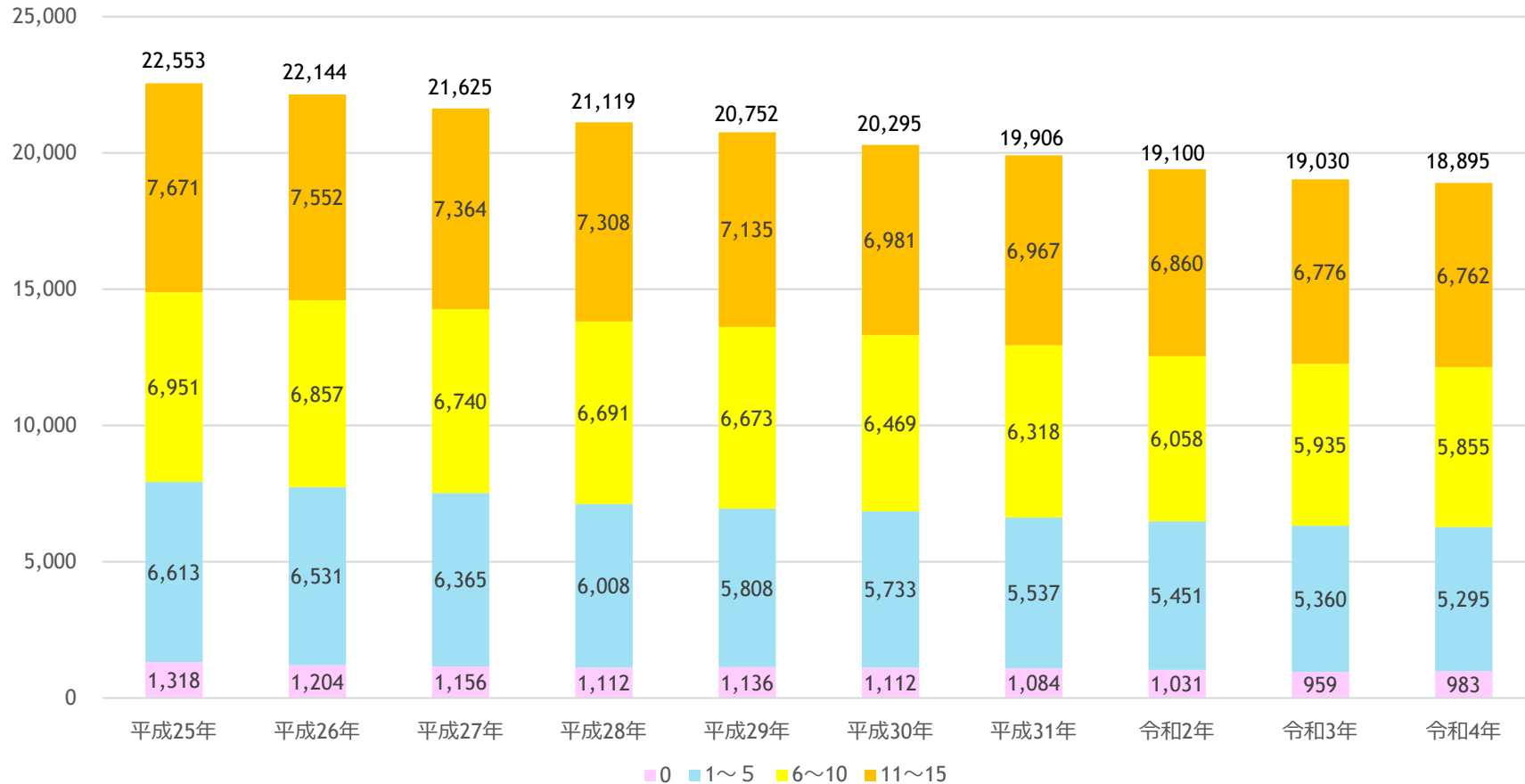
# ①基本情報・泉区の子育て資源

○ 面積：23.58km<sup>2</sup>  
 ○ 人口：152,087人（令和4年1月時点）  
 ⇒面積：10位・人口：14位・人口密度17位

	子育て資源	か所数
★	泉区地域子育て支援拠点 (すきつい)	1か所
◆	親と子のつどいの広場	3か所
▲	地域子育てサロン	21か所
	認可保育園等	36園
	認定こども園・幼稚園	15園



## ②泉区の年齢別人口推移



- 平成25年から平均的に各年齢ごとの人口が減少している
- 感染症流行近年の各人口は、ほぼ横ばい



### ③転入・転出者数（令和3年中）及び転入・転出割合

転入者数	合計	0-14歳			15-64歳	65歳以上
		小計	0-5歳	6-14歳		
泉区	6,513	827	547	280	5,170	516
割合	4.3%	0.5%	0.4%	0.2%	3.4%	0.3%
横浜市	214,743	20,260	12,963	7,567	181,056	13,427
割合	5.7%	0.5%	0.3%	0.2%	4.8%	0.4%

○全年齢の区内人口における、転出者に対する転入者の割合（※）は市内第4位  
 ※（転入者数／転出者数）

拠点事業の主な対象者となる0～5歳において、  
 ○人口に対する転出者数の割合は市内第16位  
 ○人口に対する転入者数の割合は市内第5位  
 ○転出者に対する転入者の割合は市内第4位



転出者よりも転入者の方が多いことから、慣れない環境での子育てに対するサポートが求められる

さらに、相鉄線ゆめが丘駅周辺の再開発が進められており、今後さらに転入者が増えることが見込まれる

転出者数	合計	0-14歳			15-64歳	65歳以上
		小計	0-5歳	6-14歳		
泉区	6,073	617	402	215	4,963	493
割合	4.0%	0.4%	0.3%	0.1%	3.3%	0.3%
横浜市	207,543	19,710	12,329	7,381	173,663	141,701
割合	5.5%	0.5%	0.3%	0.2%	4.6%	3.8%

※全体の人口はR4.1現在の数字をもとに算出。泉区：152,087人 横浜市：3,772,029人

## ④出生の状況

	令和元年	令和2年	令和3年
泉区	1,020	992	965
横浜市	26,394	25,720	24,876
順位	14	14	13

- 出生数は年々減少傾向にある
- 令和元年度からの減少割合は、全市平均と大きく変わらない数値となっている

# 横浜市地域子育て支援拠点の概要

令和4年11月8日

泉区こども家庭支援課

# 「地域子育て支援拠点」とは？

## 横浜市子ども・子育て支援事業計画 ～子ども、みんなが主役！ よこはま わくわくプラン～

における基本政策のひとつである「地域における子育て支援の充実」の推進に向けて、地域における子育て支援の拠り所となる施設。

### 【事業の目的】

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

「地域子育て支援拠点事業実施要綱」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局制定）から抜粋

# 地域子育て支援拠点における7つの事業

子育て家庭への支援

- ①親子の居場所事業
- ②子育て相談事業
- ③情報収集・提供事業
- ④利用者支援事業

子育ての支援者への支援

- ⑤ネットワーク事業
- ⑥人材育成、活動支援事業

地域の中での子どもの  
預かり合いの促進

- ⑦横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業

# 各事業ごとの業務内容①

## ①親子の居場所事業

乳幼児の遊びと育ちの場や、その子育て当事者同士の交流の場として、週5日以上、1日6時間以上、居場所の提供を行う。

## ②子育て相談事業

子どもと家庭に関する相談に対応することを通じて、支援につながっていないニーズを適切な支援につなげていく。居場所や相談室での対応や電話相談を行う。

## ③情報収集・提供事業

区内等の子育てに関する情報を一元化し、情報コーナーの設置や多様な媒体を活用して情報提供することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感の解消を図る。

## ④利用者支援事業

個々のニーズに応じた相談対応や、施設・事業の利用を支援する。  
また、これらの利用者支援の円滑な実施のため、関係機関との協働の体制づくりや人材育成等の地域連携を行う。

## 各機能ごとの業務内容②

### ⑤ ネットワーク事業

子育てに関する支援活動を行う者同士の連携を進めることを通じて、様々な地域の子育て支援活動の質の向上、活動の活性化、活動の課題解決を図る。

### ⑥ 人材育成、活動支援事業

子育て支援人材の育成、当事者のサークル活動等の支援を通じて、子育て支援に関わる市民の増加、活動の多様化、活性化を図る。

### ⑦ 横浜子育てサポートシステム※区支部事務局運営事業

地域の中で子どもを預け・預かることで、人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみでの支えあいの促進を図る。

#### ※横浜子育てサポートシステム

子どもを預かってほしい人（利用会員）と子どもを預かる人（提供会員）が相互の信頼関係のもとに、子どもの預け・預かりを行うシステム。

泉区地域子育て支援拠点事業 5か年のまとめ 実施概要

対象事業	泉区地域子育て支援拠点事業
対象期間	平成30年度～令和4年度(5か年)
事業の実施者	特定非営利活動法人 ちょこっといずみ
	泉区こども家庭支援課
実施目的	<p>1 今期5か年の事業を振り返り、成果や課題、今後の方向性などを整理します。</p> <p>2 市民協働事業の実践を通じて経験を蓄積し、その後の市民協働や市民協働事業に活かしていくため、また、当該協働事業の当事者だけでなく、多くの市民等の協働への参加意欲を高めるため、当該評価を公開し、透明性を高めます。</p>
実施時期	令和4年8月～9月
実施について	<p>拠点事業は、区と運営法人との協働により進めています。</p> <p>毎年度、事業ごとに定めている「目指す拠点の姿」に沿って役割分担し、行動計画を立て、年度末には「振り返りの視点」に沿って取組の振り返りを行いながら事業を進めてきました。また、中間期には「有識者を交えた事業評価」を実施し、事業の運営・管理にフィードバックして拠点運営状況の向上を図っています。</p> <p>今回は、中間期に行った「有識者を交えた事業評価」にその後の事業振り返りを加え、今期5か年のまとめとしました。</p>
	<p><b>【参考】 拠点の7事業</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供(親子の居場所事業)</li> <li>2 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること(子育て相談事業)</li> <li>3 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること(情報収集・提供事業)</li> <li>4 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること(ネットワーク事業)</li> <li>5 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること(人材育成、活動支援事業)</li> <li>6 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること (横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業)</li> <li>7 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること(利用者支援事業)</li> </ol>



1 親子の居場所事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。	・より居心地の良い居場所となるために、ボランティアの活用を検討する。 ・より多くの方が拠点を利用するような取り組みの検討をする。	A	A
②多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。		B	B
③養育者と子どものニーズ把握の場になっている。		A	A
④親(養育者)自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。		A	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

H29年度からR3年度利用者数・登録者数推移										
	利用者数		利用者内訳		新規登録者内訳					
	年間利用者数	一日平均利用者数	0歳児利用数(①)	父親利用者数(%) (②)	年間新規登録者数	0歳児登録数(%) (③)	妊娠期登録者数(④)	プレパパ	プレママ	
H29年	18,990人	78人/日	3,069人	406人(5.6%)	764人	447人(1.8%)	54人	11人	43人	
H30年	18,866人	78人/日	3,134人	651人(7.1%)	838人	503人(2.1%)	79人	21人	58人	
H31年	16,748人	70人/日	2,444人	523人(6.9%)	730人	446人(1.9%)	96人	35人	61人	
R2年度	9,893人	40.9人/日	1,556人	426人(8.8%)	463人	284人(1.9%)	48人	21人	27人	(3か月間休館)
R3年度	11,087人	46.2人/日	909人	466人(8.7%)	579人	358人(1.5%)	59人	26人	33人	(人数制限有)

\*R2年度以降はコロナ禍のため人数制限有(R2年度は3か月間休館)

1 <<利用者を温かく迎え入れる雰囲気づくり>>

- ・親子とのやり取りの中から、共通項を把握し、他の親子と知り合うきっかけを作る工夫をした。孤立している親子には声を掛け、安心して過ごせるよう配慮した。特に手助けを必要とする方には手厚くサポートした。
- ・1F「ひだまり」(\*1)では、居場所の開館時間外にもオムツ替えや授乳での利用ができるようにし、周知をした。
- ・地域のイベントや区の4か月健診、両親教室、子育てサロン、公園あそび等にスタッフが外向き拠点の周知をした。
- ・泉区福祉保健センター内に、乳幼児健診等で訪れる養育者の目にふれるよう、拠点の様子がわかる写真を多用したポスター大の案内を掲示した。
- ・妊娠期に家族で参加できる事業を開催し、出産後早期の母親の来館、父親の来館につながった。(データ①②③④)
- ・妊娠期の事業参加者へ出産後参加できる事業を案内した(ベビーマッサージ体験、赤ちゃんタイム(\*2)、親子で一緒に楽しみタイム(\*3))
- ・生後12カ月までに来館した方に、すきっぷサポーター(\*4)が製作した「背守り(\*5)」を贈った。誕生を祝うメッセージカードを同封し、養育者が返信するという間接的な交流が出来た。
- ・コロナ禍となり、消毒ができる玩具や遊具に替え、密にならないよう配置にも配慮した。また、利用者自身も消毒がしやすいよう、消毒キットを数か所配置したり、手洗い場を非接触型の水栓にしたりするなど、安心して利用できるよう配慮した。
- ・人の少ない場所で離乳食を食べさせられるよう、テーブルのついた離乳食用の椅子を準備し、居場所(2F)が混雑している際には、1Fのスペースを使えるよう配慮した。
- ・子どもの月齢や成長に応じ参加できる事業を案内し、継続利用や参加者同士のつながりが出来るよう働きかけた。

2 <<多様な養育者と子どもが訪れる場>>

- ・子どもが就園し、拠点の利用が減った親子が参加できる会を開催した(H31年度 48組 100名参加)。また、参加した養育者をすきっぷサポーター(\*4)や横浜子育てサポートシステムの活動につなげた。
- ・スタッフは共遊ひろば(\*6)から居場所の利用につながった親子に丁寧な声掛けをし、安心して過ごせるようにした。
- ・母親との会話からレスパイトのニーズを捉え、父親と子どもだけの利用を促し、土曜日の家族利用や父子の継続利用により、父親の利用が増えた。(データ②)父親の利用が増えたため、父親が参加する事業を毎月開催し、乳児期の遊びや外遊び、子どもの発達への学び、育休復帰後の生活に向けた講座など、父親の関心が高い内容とした。
- ・コロナ禍にニーズの高い公園遊びを開催し、通常の居場所利用者より幅広い年齢層の子どもが参加が見られた。
- ・ひとり親家庭の方へは、その方の希望を汲みながら、居心地の良い場となるよう心掛けた。
- ・外国につながる方の利用に備え、英語・ベトナム語のリーフレットを作成し案内した。また、外国につながる利用者の協力を得て、最低限必要な利用案内を韓国語・中国語で作成した。トイレの使用案内には英語や中国語を標記し、掲示した。
- ・「やさしいにほんご」版のリーフレットの整備も必要と捉えている。
- ・国際結婚をした方のニーズを捉え、おしゃべり会を実施した。
- ・祖父母と孫の利用が可能であることを周知し、利用の際、他の養育者との交流に繋げ、必要に応じて手を貸し、過ごしやすくなるよう配慮した。
- ・小学校入学を控え、拠点を卒業する親子が遊び交流する会(4月から1年生になるお友だちすきっぷであそぼう)を開催し、養育者を子育てサポートシステムの預かり手としての活動に繋げた。
- ・季節、行事等の壁面装飾を親子とスタッフで作成する機会を設けることで、養育者がボランティアに居場所づくりに参加している意識づけにもつながった。また、製作の様子や完成した装飾をInstagramで発信することで、家庭での会話にもつながった。

**3 《ニーズの把握の場》**

- ・ 養育者との会話や相談からニーズを捉え、共通する課題を持つ人が集える事業を行った。  
 (「0歳・1歳・2歳生まれ」「アラフォーママの会」「出身地別の会(\*7)」「赤ちゃんタイム」等)
- ・ シングルの方に向けた事業を「ひとり親サポートよこはま」と共催し、託児をつけ、土曜日に拠点とは別の場所で開催した。
- ・ 発達を促すような関わりを持ちたいという親子に対して、スタッフが子どもの年齢や発達に応じた遊び方やおもちゃの使い方を提案した。
- ・ コロナ禍で外出しづらいが、家での遊びに行き詰っているという声を聞き、SNSを通して、スタッフの手遊び動画を配信した。また、自宅でおもちゃをつくれるようにわかりやすく解説した作り方のコツを画像として作成し、発信した。
- ・ 自宅からオンラインで参加できる事業を開催した。(「1歳あつまれ」「出身地別の会」) 開催前にはオンラインが苦手な方も参加できるように、練習する機会を設けるなど、丁寧に対応した。
- ・ 感染状況が逼迫し、「赤ちゃん教室」が行われなかった時期に0歳児の養育者が出かける場が無いという声を聞き、1歳未満の子どもと養育者を対象とした「赤ちゃんタイム」を開催し、毎回満員に近い参加者があった。  
 (「赤ちゃん教室」再開後は、回数を減らして継続実施している)
- ・ 二人目以降の妊婦が、友達づくりや悩みを話す機会が欲しいという声を聞き、事業を実施したことで居場所での継続した交流に繋がった。(親子で一緒にリフレッシュタイム)

**4 《交流の中で育ち合う場》**

- ・ 共通する課題をテーマとした事業に参加した利用者同士が、交流する場として継続したいというニーズを受け、利用者による主体的な会の開催となるようサポートした。
- ・ 事業に参加した養育者のニーズを聴き取り、親子サークルを立ち上げるための協力をした。
- ・ 講座や共通する課題の事業終了後、養育者同士が交流する姿が見られ、ピアカウンセリングの場となった。
- ・ 妊娠期向け事業の参加者と拠点利用者の交流で先輩ママ・パパが体験談や産後の生活の話をする姿が見られた。妊娠中に事業に参加した方は自分も話をしたいと妊娠期の来館者と交流し、経験を伝える場となった。
- ・ 仕事復帰をする家庭に向けて、復帰後の生活を考える講座をオンラインで開催した。その際、実際に復帰をしたパートナーを持つ先輩パパに、復帰後の体験談を話してもらい、参加者との活発なやりとりが行われた。その後、居場所で実際に会う場面もあり、交流が生まれた。

- (\*1)ひだまり: 1Fベビーカー置き場の奥の、靴を脱いで利用するスペース
- (\*2)赤ちゃんタイム: コロナ禍で赤ちゃん教室がお休みになり、0歳児を連れて行く場所がないという養育者の声から、0歳児の親子が参加し、養育者の友達作りや子どもとのふれあい方を知るきっかけを作るイベントの事。初めて拠点に来館するきっかけにもなっている。
- (\*3)親子で一緒に楽しみタイム: 妊娠期の家族が参加するイベントの時に来館し、先輩パパ、ママとしてマタニティさんたちに体験談をお話してくれる方が参加できるイベント。
- (\*4)すきっぷサポーター: 手作り、読み聞かせなど希望に応じて活動するボランティア
- (\*5)背守り: 子どもの健康や成長を願う模様を着物の背の縫い目に刺繍したもの
- (\*6)共遊ひろば: 発達がゆっくりな子ども、小さく生まれた子ども等を対象とした事業で、拠点とは別の会場を借りて行っている。(利用者支援事業に詳しく掲載)
- (\*7)出身地別の会: コロナ禍でなかなかご実家に帰省できない方が多い中、出身地別に集まり、地元のいいところを話したり、地域の言葉で話をしたり交流をするイベント

**評価の理由(区)**

- 1 区役所担当者が地域子育て支援拠点に出向いた際、利用者を温かく迎え入れる雰囲気・状況となっているか、拠点の様子を利用者目線で確認した。また、第三者委員へも相談等ないことを確認している。
- 2 母子手帳交付時に地域子育て支援拠点に関する情報提供をし、妊娠期から利用できる場であることを周知した。
- 3 妊婦及びパートナーの拠点利用のきっかけとなるように、両親教室参加者に対し子育て支援拠点の職員と協働で両親教室内での周知は必ず実施している。
- 4 拠点が開催したひとり親家庭へ向けた講座に関しては区役所が窓口等でチラシを配布・配架し、未熟児・障害児等の講座に対しては該当する家庭には地区担当保健師から直接配布するなど講座の企画、周知についても協議した。また、こんにちは赤ちゃん訪問対象者や転入者に対して拠点の案内(泉区子育てガイド:ちよこっマップ、通信等)を配布している。
- 5 利用促進につながるよう区庁舎内で子育て支援拠点に関する掲示物を展示し、毎月発行の通信やイベントチラシを配布している。
- 6 利用者のニーズや傾向を把握するため拠点が実施している利用者アンケートの結果を共有している。また、区では子育て家庭の声を把握するため、乳幼児健診の対象者に子育てアンケートを実施した。その結果をもとに親子の居場所が重要であると共有した。
- 7 拠点スタッフが様々な親や子どもの対応が出来るように情報共有をしている。養育支援が必要な家庭に対しても、区と情報を共有しながら広場での見守りを依頼している。区が把握している地域のニーズを拠点と共有し、居場所を活用した事業実施に向け働きかけた。

**拠点事業としての成果と課題**

**(成果)**

- ・ 居場所でのボランティアを短い時間でも希望に沿い、得意なことを活かして参加する形で受け入れた。また、直接親子と接する機会が持てなくても、メッセージカードを介して交流したり、製作したものを子どもに贈ったりして、温かい雰囲気づくりをすることが出来た。
- ・ 妊娠期の方とその家族を対象とした事業を土曜日に開催し、妊娠期の方の来所が増えた。その際、出産後に親子で参加できる事業を案内し、産後の継続した利用に繋がった。また、スタッフが区の両親教室を見学し、区の方向性とすり合わせをした上で、妊娠期の家族向け事業を組み立てた。
- ・ 緊急事態宣言発令に伴う休館期間中には養育者の声を聞く必要を感じ、Webアンケートで家での過ごし方に苦慮している様子を捉えたことで、スタッフによる遊びの動画やおもちゃの作り方を配信した。
- ・ コロナ禍で拠点を利用しにくい方に向けて、オンラインを利用した講座、イベント、個別相談等を多数開催した。
- ・ 足を運びにくい方のために、居場所の様子やイベントの様子をタイムリーにInstagramで発信し、雰囲気が伝わるように心掛けた。
- ・ 0歳児対象の事業は初めて利用する方が来館するきっかけになっている。同じ年齢の子がいる安心感から、継続利用につながっている。
- ・ 情勢に合わせて安心、安全に来ていただける工夫をタイムリーに発信している。

**(課題)**

- ・ 居心地の良い場とするために、丁寧な傾聴を心掛け、また把握したニーズを拠点事業に取り入れていく。
- ・ 利用の少ない外国籍の方や就労している方、妊娠期の方へのアプローチを区と共に検討していく。
- ・ スタッフは地域の資源の場を見学し、情報をスタッフ間で共有していく。

**振り返りの視点**

- ア いつでも気軽に訪れることができ、安心して過ごせるような配慮、工夫をしているか。
- イ 居場所を訪れる様々な利用者(養育者、子ども、ボランティア等)の間に、交流が生まれるように工夫しているか。
- ウ 多様な養育者と子どもを受け入れる配慮や工夫をしているか。
- エ 養育者と子どものニーズを把握するための工夫をしているか。
- オ 把握されたニーズを区こども家庭支援課や関係機関と共有し、ニーズに応じて必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。
- カ 子どもの年齢・月齢に応じた遊びの環境が整備されているか。
- キ 子ども同士の関わりが尊重され、子どもが健やかに育つために必要なことに養育者が気づき、学ぶ機会を提供する場となっているか。
- ク 養育者同士が相談、情報交換し、課題解決し合う仕組みや仕掛けがあるか。

2 子育て相談事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。	・多様化する困り感・相談に対応するため、研修やスーパーバイズを受けながら、さらにスタッフのスキルアップを図っていく。また、スタッフの入れ替わりの際にも、拠点全体の相談対応のスキルを維持していく。 ・日々の利用者とのやりとりや専門家相談から見える相談傾向の中からニーズを探り、それに応える事業を行っていく。	A	A
②相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができています。		B	A

評価の理由(法人)

(主なデータ) H30年度~R4年度(4月~7月)

年度	ひろば相談			オンライン 電話・個別 (データ①)	
	実施回数	参加人数	平均	実施回数	参加人数
H30	15回	103人	6.9人	—	—
H31	10回	75人	7.5人	—	—
R2	12回	118人	9.8人	3回	電話 2人 個別 10人
R3	12回	146人	12.0人	6回	Zoom 2人
R4	4回	36人	9.0人	4回	電話 2人

年度	ひろば相談	
	実施回数	個別相談
H30	9回	32人
H31	19回	48人
R2	4回	48人
R3	7回	84人
R4	3回	32人

年度	ひろば相談			オンライン 電話・個別 (データ①)	
	実施回数	参加人数	平均	実施回数	参加人数
H30	12回	112人	9.3人	—	—
H31	10回	83人	8.3人	—	—
R2	9回	118人	13.1人	3回	ひろば 5人 個別 6人
R3	11回	134人	12.1人	7回	電話 4人
R4	3回	32人	11.3人	3回	Zoom 4人

年度	ひろば相談	
	実施回数	個別相談
H30	2回	24人
H31	2回	40人
R2	—	—
R3	2回	20人
R4	1回	10人

《ひろば・個別相談に対応したイベントや講座》

【生活について】

- ・ 助産師講座(wellness育児をめざして、入園に向けて)  
 《参加者数: H30年度 22人、H31年度 7人、R2年度 20人(オンライン2回)、R3年度 28人(オンライン3回)》
- ・ 離乳食講座(出張講座含む)  
 《参加者数: H30年度 27人、H31年度 26人、R2年度 9人、R3年度 12人、R4年度 10人》
- ・ 保育園の先生がいる日  
 《参加者数: H30年度 192人、H31年度 232人、R2年度 126人、R3年度 248人、R4年度 248人》
- ・ 出張講座  
 《参加者数: H30年度(リトミック)20人、H31年度(リトミック)20人、R2年度(リトミック)10人、R2年度(乳幼児の排泄)8人》
- ・ イヤイヤ期の講演会  
 《参加者数: H30年度 63人(うち父親15人)、H31年度 14人(うち父親5人、託児9人)》
- ・ 食の講座  
 《参加者数: H30年度 36人、H31年度 31人》
- ・ 3歳児子育て教室(区と協働)  
 《参加者数: H30年度 13人(託児9人)》
- ・ 就職応援講座セミナー  
 《参加者数: H30年度 34人、H31年度 20人、R2年度 9人、R3年度 10人(オンライン)》
- ・ 乳幼児の眠りのおはなし  
 《参加者数: R4年度 21人(オンライン、うち父親5人)》
- ・ パパ講座  
 《R3年度 復職後の生活について(オンライン): 5家族、先輩パパ2人》  
 《R4年度 子どもの発達のおはなし: 6人 発達を踏まえた父と子の遊びについて: 12人》

【ピアカウンセリング】

- ・ アラフォーママの会、同じ出身地の会、2歳以上あつまれ、0歳児、1歳児の会、コロナで変わった家族の生活、国際結婚した人の会、年子のママの会、等(データ②)

《スタッフ研修》

- ・ イヤイヤ期の子どもとその親への支援、乳幼児健診について(区の保健師による)、幼児安全法、沐浴指導(区の助産師による)、幼児教育・保育無償化について、個人情報保護、相談対応ノ傾聴について、定期的な心理士との勉強会

様式1-2 地域子育て支援拠点事業評価シート

**1 《安心して相談できる場》**

- ・子どもとのやり取り(あそびやふれあい、声掛け)の中から信頼関係を築き、気軽に相談(話)が出来る雰囲気作りを心がけた。
- ・養育者との会話で、悩みや疑問が出てきた時は、了解を得た上で、居場所にいる少し先輩の母親・父親に体験談を聞くなど、居場所の中で交流しながら解決の糸口が見つかるような働きかけをした。また、より詳しい情報を提供するために、より詳しいスタッフと連携し情報を提供した。
- ・丁寧に傾聴し、気持ちを受け止め、相談内容によって必要な情報を提供した。また、了解を得た上で他のスタッフにも相談し、拠点以外の機関や支援者に繋がる必要があると考えられる場合には横浜子育てパートナーに繋げた。
- ・希望に合わせて、じっくり話をしたい方は横浜子育てパートナーへつなぎ、専門機関の情報を提供した。
- ・コロナ禍で生活に変化があった方たちの気持ちを吐き出す場を設けた。
- ・2017年より、区内の公立保育園と連携し、毎月遊びの提供を受けながら保育士へ気軽に相談できる機会を設けたり、育ちについて学ぶ場を設けたりした。(オムツはずしのお話、親子で身体を動かすリミック等)
- ・子ども同士の関わりの中で生じる様々な出来事に対して、スタッフが子どもの育ちを考慮した言葉かけをし、養育者の気づきとなるような働きかけをした。(再掲 居場所4)
- ・スタッフは、より良い対応を行うために様々な研修に参加したり、臨床心理士によるスーパーバイズを受けたりし、継続的な学びを積み重ねた。
- ・相談の傾向を振り返り、養育者に必要な情報を手に取りやすい形で配置し、案内した。
- ・日々の振り返りの際に、必要に応じて横浜子育てパートナーや子育てサポートシステムのスタッフとも相談内容について共有し、対応を考え、その後の支援に生かすようにしている。
- ・転入してきた方や親子で行ける場所を知りたい方に対し、「ちよこつとマップ」や地域のチラシを地図を見ながら、行きやすい施設・イベント・親子サークル・公園遊び等を一緒に探し、案内した。
- ・様々な地域資源を具体的に案内できるようにスタッフは地域の支援の場を訪問する機会を増やし、より利用してもらえよう、養育者へ具体的な情報提供ができるようにした。

**2 《利用者の個別相談から見えてきたニーズを事業につなげる》**

- ・居場所で行う専門家相談の後に、専門家と振り返りを行い、相談の傾向や全体的な課題を把握して事業を組み立てた。(wellness育児をめざして、入園に向けて心がけること、出張離乳食講座、保育園の先生が来る日)
- ・希望に合わせてじっくり相談をしたい方については、横浜子育てパートナーへつないだり、専門機関の情報を提供したりした。
- ・利用者とのやり取りや相談の内容からニーズをとらえ、関係機関とも連携しながら柔軟にイベントや講座を開催していくことが出来た。(出張離乳食講座、食の講座、アラフォーママの会、同じ出身地の会、イヤイヤ期の対応、乳幼児の眠りのおはなし、パパ講座、はじめてのZoom体験してみよう 等)
- ・コロナ禍で外出し辛いという声を受け、自宅からオンラインで専門家相談が出来るよう環境を整えた。オンラインが苦手な方に向けて、参加前に練習の場を設けてフォローした。(データ①)
- ・日ごろ親子で過ごす居場所で相談できる機会や、共通項を持つ他の利用者と話が出来る場を設けた(データ②)。
- ・利用者の居住地域の保育園の地域支援、子育てサロン、子育て支援者会場、親子サークルなどを案内し、地域の中で子育てができるように案内した。

**評価の理由(区)**

1 相談対応において重要である個人情報保護に関する研修を実施した。  
 2 地域子育て支援拠点スタッフの相談スキル向上を目標に、横浜市の新たな取組や制度に関する情報共有を行った。  
 3 地域子育て支援拠点からの報告を受け、福祉保健センター各課での対応を協議し、関係者や関係機関への引継ぎを行っている。

**拠点事業としての成果と課題**

(成果)

- ・相談内容は多様化してきているため、スタッフが研修に参加したり、居場所では養育者向けに専門家相談をとりいれながら、気軽に相談できる場を作ることができた。
- ・子どもの成長に合わせて、その時々々の悩みやニーズに対応することを意識しながら相談に答えた。
- ・既存の事業を継続して行っていくことも大切にしてきた。地域の支援の場に専門家を派遣して、拠点から遠い地域での相談事業を実施し、相談機会を増やしてきた。また、地域の支援の場と共に見守る繋がりも出来てきている。
- ・区の両親教室や乳幼児健診へ見学に行き、事業に生かすことができた。
- ・スタッフは地域の資源の場へ行き、理解を深め、スキルアップに努めることが出来た。
- ・コロナ禍で拠点に来ることが難しい方に向け、オンライン相談や講座を開催した。また、土曜日にも開催することで、夫婦で参加できる機会となった。

(課題)

- ・スタッフは居場所の中での相談に対してより良い対応ができるよう、地域資源を十分に知り、地域の支援についての理解をスタッフ全体で深め共有していく。
- ・横浜子育てパートナーや、専門家につなげた後のフォローやフィードバックを区と共有できるよう意識する。
- ・スタッフは様々な研修に参加し、その内容をスタッフ間で共有することでスキルアップできるように努めていく。
- ・妊娠期の家庭に向けて、参加できる講座等を区と協力して周知に努めていく。

**振り返りの視点**

ア 養育者が相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。  
 イ どのような相談に対しても傾聴し、相手に寄り添う相談対応を行っているか。  
 ウ 相談内容の傾向を把握し、振り返りを行い、望ましい対応の検討や共有に努めているか。  
 エ 区こども家庭支援課との連携のもと、各種専門機関の役割を把握し、養育者への効果的な支援を行うための連携、連絡体制を作っているか。  
 オ 専門的対応が必要と考えられる相談について、区こども家庭支援課と相談しながら適切に対応しているか。  
 カ 関係機関とつながった後にも、役割分担に応じて、継続的な関わりを持っているか。

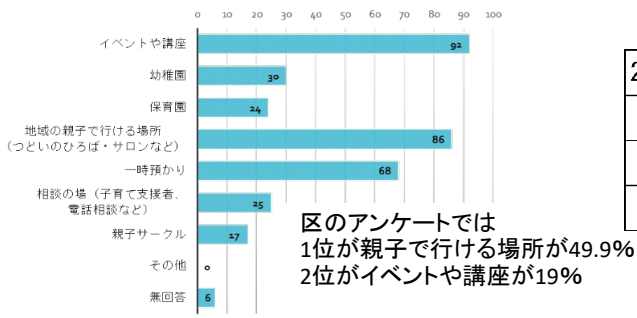
3 情報収集・提供事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。	・インターネットで情報収集する人がより増えていくため、より多くの情報を正確にまた迅速に提供していく。	A	A
②子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。		B	B
③拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。		B	B

評価の理由(法人)

(主なデータ)

子育て情報で何が充実したらいいと思いますか？

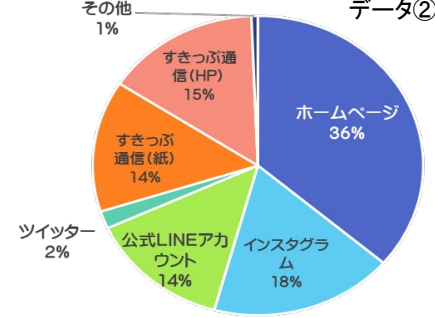


すきっぷ利用者アンケート30年度から

ホームページビュー数  
月平均

29年度	30年度	31年度
4,206	4,841	6,212
2年度	3年度	4年度
8,660	8,690	9,360

よく利用している媒体は何ですか？  
データ②



利用者アンケート R3年度から

- ・ **すきっぷ通信**: 年12回発行、各回2000部発行、配布箇所: 120ヶ所 (R4年度は1500部、120ヶ所) データ①
- ・ **泉区子育て支援マップ**: 2000部発行、区の転入手続き窓口及びこんには赤ちゃん訪問にて配布(R3年度まで)
- ・ **ちよこっとマップ**: R3年度配付開始。拠点から1000部を子育て中の方に配布。(拠点・ひろばにて配布) R4年度からはこんには赤ちゃん訪問での配布を開始。また、配布場所もケアプラザや地区センター、子育てサロン等にも拡大。
- ・ **Instagram**: フォロワー数 800名
- ・ **公式LINEアカウント**: 登録者数 380名

1 <子育て支援情報の収集・提供>

- ・ 養育者が必要としている情報(親子で行ける場所やイベント・講座情報等)を紙媒体だけではなくホームページ等に載せることで、すきっぷに来所が困難な養育者にも情報が提供できるようにした。身近に行ける場所として子育てサロンや保育園の地域支援、子育てサークルなどホームページにカテゴリ分けや地域別にして掲載した。また、ホームページを持たない保育園もあるため、園の地域支援の取り組みを発信した。
- ・ エリア別子育て支援ネットワーク連絡会(\*1)の場で、ホームページに掲載している情報の周知と、イベント等の情報提供を依頼し地域の取り組みについて情報収集を行った。
- ・ 子育て家庭に向けて情報が届くよう、SNSを活用し、Instagramや公式LINEアカウントで情報を発信するようになった。
- ・ 親子の居場所での情報の見せ方について、利用者の目線に立って整理・配置を行い、居場所スタッフが利用者のニーズを汲み取りながら情報を手渡してできるよう、内容の把握や確認を行った。
- ・ こんには赤ちゃん訪問員を通して、年間1500部の「泉区子育て支援マップ」を配布した(R3年度まで)
- ・ 居場所の利用方法や制限事項が変更になった際には、ホームページやSNSを通して、わかりやすく掲載し周知した。
- ・ 申込制のイベント情報を、マタニティ用・ひろば用・子サポ用に分けて掲載し、分かりやすくした。
- ・ 居場所に「おしえてコーナー」を作り、養育者が情報を発信し、他の養育者に共有した。コーナーが養育者同士の会話のきっかけとなった。
- ・ 情報発信方法で紙媒体での情報収集率(データ②)が下がっており、ホームページ等から情報を入手する人が増えたことから紙での印刷部数を削減することができた(データ①)

2 <区民への周知>

- ・ 区の協力により、H30年5月より広報よこはま泉区版に「すきっぷのお知らせコーナー」ができ、主だったイベントを掲載できるようになった。これにより、子育て世代以外にもすきっぷの事業周知ができるようになり、事業への申し込みやボランティア確保につながった。
- ・ 薬局、産婦人科医院、相鉄いずみ野線の駅に、拠点のリーフレットやニュースレターを配架した。
- ・ 区民ふれあいまつりに参加し、多世代に向けてすきっぷの周知をした。
- ・ 区が実施した養育者対象アンケートの中で「利用方法や内容がわからない」という回答が多かったため、すきっぷがどんなところかを知ってもらうために、すきっぷの外観やひろば内をGoogleストリートビューを活用して見られるようにした。
- ・ ちよこっとマップが完成したことを「タウンニュース」に掲載し、より多くの区民へ周知ができた(R3.6月)
- ・ 乳幼児健診等で訪れる養育者の目にもふれるよう、泉区福祉保健センター内に拠点の様子がわかる写真を多用したポスター大の案内を掲示した。(再掲・居場所)
- ・ 初めての方向けやマタニティ向け用のすきっぷリーフレットを作成し、相鉄沿線の駅のラックにも置き、周知した。

**3 <養育者や担い手の関わり、他機関との協力>**

- ・ 居場所に親子サークルのコーナーを設けサークルが情報を掲示できるようにし、利用者がサークルのチラシを持ち帰れるようにした。「泉区のサークル紹介ファイル」を作成し、利用者が閲覧できるようにした。
- ・ 出産した方が「プレママサポーター」となり、体験談やクチコミを記入したものを、マタニティの方が来所した際に閲覧できるようにした。
- ・ 情報担当のスタッフ以外にも、チラシ作成の講座やInstagramの講座などで勉強し、情報の発信に関わった。
- ・ 「情報ボランティア」として利用者から「親子で行けるおすすめの場所」の情報を提供してもらい、掲示して他の利用者とも共有した。
- ・ 他区の拠点と連携し、全18拠点の情報担当者が学びや共有の機会を設定するなど、意見交換の場を立ち上げた。
- ・ Instagramの仕組みを活用して、養育者が知りたい質問やアンケートを行い、ひろばの「おしえてコーナー」に掲示した。普段利用できない養育者にも答えてもらった。(おすすめの公園・幼稚園や保育園情報・おすすめグッズ・地元自慢など)
- ・ 公式LINEアカウントに養育者だけではなく地域の方も登録し、地域の子育て支援の取組を発信することができた。
- ・ ちょこっとマップに泉区の情報を集約したことで、多くの関係機関に活用してもらうことができた。

(\*1)エリア別子育て支援ネットワーク連絡会：区を地域ケアプラザエリア6つに分け、地域の支援機関や支援者が互いの活動を理解しながら、地域の特性に応じて子育て支援に取り組むこと目的とする。

(事務局：区・地域ケアプラザ・地区社協・すきっぷ)

**評価の理由(区)**

- 1 地域子育て支援拠点及び区役所が区民に対し、各々がタイムリーな情報提供ができるよう協力した。取組として、こんにちは赤ちゃん訪問の対象者や転入者向けに「泉区子育て支援マップ」を配布した。令和4年度は新たに発行した「ちょこっとマップ」を配布し、区全域の子育て支援に関する情報提供を行った。
- 2 区役所内で「すきっぷ通信」や利用案内のリーフレットを配架するとともに、子育て支援拠点の活動紹介の掲示をし、利用促進につなげた。
- 3 広報よこはま泉区版でメールマガジンの二次元コードや地域子育て支援拠点が行う各種事業を掲載し、拠点の情報発信に協力した。
- 4 地域の活動団体向けに、地域子育て支援拠点が情報発信の役割を担っていることを周知した。活動団体から寄せられた情報を拠点のホームページや「ちょこっとマップ」等で発信することで、地域情報の提供に力をいれた。

**拠点事業としての成果と課題**

(成果)

- ・ ホームページの充実やSNSの活用により迅速に情報を提供することができた。
- ・ 地域の支援者にもSNS等を活用することで地域情報を発信できることが認識され利用が広がった。
- ・ 泉区子育てガイド「ちょこっとマップ」ができたことで、情報を一元化でき案内がしやすくなった。
- ・ SNS(Instagram・公式LINEアカウント)やホームページなど、様々なツールを使い、拠点のイベントや地域の子育て情報を発信することができた。
- ・ 緊急事態宣言発令に伴う休館期間中に、養育者の声を聞く必要を感じ、Webアンケートを実施し、結果を他の事業に生かすことができた。

(課題)

- ・ 養育者の多様なライフスタイルに応じた情報発信を検討する。
- ・ 拠点の機能や利用方法などを、よりわかりやすく多くの区民に周知していく。
- ・ 子育て関係の情報を集約するため、各施設から情報を集約できるような仕組みが必要である。
- ・ SNS等による発信が必要になり、すべてのスタッフの知識やスキルアップが必要とである。
- ・ 支援者向けの情報を直接伝える仕組みがないので、検討をしていく。

**振り返りの視点**

- ア 養育者や担い手が必要としている情報が何かをとらえ、区内の幅広い地域の子育てや子育て支援情報を収集・提供しているか。
- イ 来所が困難な養育者や担い手も含め、情報を入手しやすいよう、さまざまな媒体や拠点以外の場を通して情報発信しているか。
- ウ 利用者が情報を入手しやすく、自ら選べるひろば内の工夫をしているか。
- エ さまざまな子育て支援の場に向いて収集した具体的な情報や、関係機関及びネットワークを通じて得た情報を養育者や担い手に提供しているか。
- オ 拠点の情報収集・提供機能を幅広く区民に周知しているか。
- カ 養育者や担い手から拠点に情報が届けられる仕組みや工夫があるか。
- キ 情報収集・提供の企画に養育者や担い手が関わる仕組みや工夫があるか。

4 ネットワーク事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。	・養育者のライフスタイルが変化し、乳児期から保育所等に入所する子どもが増える中で、地域へどのようにつなげていくか、様々なネットワークを活かして考える。	A	A
②ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。		B	B

評価の理由(法人)

(主なデータ)

	H30	H31(R1)	R2	R3
① エリア別のネットワーク活動(会議、イベント計)	55回	61回	48回	54回
② 公園あそび事業(公園数/回数/参加者数)	11/37回/667人	11/32回/669人	10/21回/598人	11/32回/771人
③ 子育てサロン専門家派遣(回数/利用サロン)	25回/16サロン	24回/15サロン	12回/5サロン	24回/17サロン
④ 子育てサロン連絡会(親子の居場所連絡会)(回数/参加人数)	2回/47人	1回/17人	1回/21人	1回/18人
⑤ つどいの広場・サロン 大型絵本、玩具貸出	46件/10団体	38件/11団体	12件/5団体	30件/16団体
⑥ 泉区子育て応援サポーター(R2開始)(人数)	-	-	10人	17人
⑦ すきっぷを利用して「住んでいる地域を身近に感じようになりましたか？」				
	そう思う	67%	73%	62%
	ややそう思う	33%	27%	30%
	そうは思わない	0%	0%	8%

注③子育てサロン専門家派遣＝栄養士、助産師、歯科衛生士のほか、読み聞かせや人形劇の団体を派遣し、拠点から遠い地域でも相談できる機会を作ったり、サロンの活動を

⑧ 近所の人との交流を積極的に楽しみたいと思いますか？→そう思う56.8% 思わない42.5%(R1~2年度 泉区子育てアン)

1 <地域の子育て支援活動を支えるネットワークを推進>

- ・ エリア別子育て支援ネットワーク連絡会(\*1)の事務局として、ネットワークの目的を確認しながら地域の子育て支援活動が継続するよう下支えした。外遊び、勉強会、中学生との交流、地域のお祭への参加などを通して、子育て家庭と地域の支援者の接点を作った。(データ①)
- ・ 泉区子育て支援連絡会(\*2)の事務局として、関係機関の状況や各エリアネットワークの活動を共有し、区域での子育て支援の理解を深め、各エリア関係機関の活動に活かすための一助となるよう連絡会を運営した。
- ・ 区の協力を得て、主任児童委員の改選後に拠点を会場として研修会を行い、スタッフと交流して相互に活動に対する理解を深めることができた。
- ・ 子育てサロンの担い手を対象とした連絡/研修会(子育てサロン連絡会)を、R3年度より対象を拡大し「親と子のつどいの広場」「地域ケアプラザ」の参加を呼び掛け「親子の居場所連絡会」とした。区内の子育て支援関係者の横のつながりを作ると共に、担い手のニーズを捉えながら研修会を実施した。(データ④)

2 <地域への働きかけ>

- ・ 妊娠期の方を地域で温かく支援する働きかけとして、エリア別子育て支援ネットワーク連絡会を通して関係機関に「赤ちゃんのえき」(\*3)への協力を呼びかけ、区内全ての「親と子のつどいの広場」「地域ケアプラザ」及び「社会福祉協議会」の協力を得られた。泉区独自のマークを作成して協力機関の入口に掲示してもらい、拠点の情報発信を通して養育者に周知した。
- ・ 子育てサロンへの専門家派遣では、丁寧にニーズを聞き取りサロンとの関係づくりを行ってきた。コロナ禍での運営について相談に応じ、拠点の消毒やレイアウトの工夫について伝えた。(データ③)
- ・ 「親と子のつどいのひろば」のスタッフに向けて、拠点で行う研修や講演会への参加を呼び掛け共に学んだ。地域資源の一つとしてより深く理解できるよう、相互にスタッフが訪問する機会を作った。
- ・ 公園あそび事業に協力を依頼している担い手と丁寧に振り返りを行い、地域の子育て家庭の姿やニーズを共有した。コロナ禍では外遊びのニーズが高いことを踏まえ、衛生面・安全面に配慮し、地域や担い手の協力を仰ぎながら事業を行うことが出来た。(データ②)
- ・ 区が開催した「子育て支援力向上検討会」(R1、R2年度)から生まれた仕組み「子育て応援サポーター(\*4)」の新たな人材の開拓を担い、研修内容を区と共に組み立て、子育て支援に関わる方や、支援に関心の高い方に向けて参加を呼び掛け養成講座を実施した。(データ⑥)
- ・ 「ハマハグ」の周知・推進を行い、地域の店舗や施設に協力を呼びかけ多数の協力を得られた。養育者に向けて、拠点の情報発信ツールを通して周知した。(新規協力店舗開拓 R2=18件 R3=24件)

3 <関係機関や、親の会とのつながり>

- ・ 公園あそび事業にセンター保育園のネットワーク保育士が参加し、外遊びを入口として養育者の相談機会を作ることが出来た。
- ・ シングルの方の「友達が欲しい」というニーズを捉え、「ひとり親サポートよこはま」と事業を共催し、当事者同士がじっくりと交流できるよう託児をつけて、土曜日に拠点とは別の場所で開催した。(再掲 居場所事業3)
- ・ 多胎児家庭のサークルを区・区社協と共に支援し、OBによる当事者向け相談会の運営をサポートした(運営、周知、保育協力)。
- ・ ハッピークローバークラブ(\*5)の運営者と話し合い、会員のライフスタイルが変容する中での活動継続について、拠点の関わり・協力について検討した。コロナ禍で、実際に集まることへの不安が高いため、乳幼児をもつ養育者への支援は引き続き課題と捉えている。
- ・ ハッピークローバークラブの協力を得て、小学生の養育者に「入学前の気持ちを話そう」にて先輩ママとして話し手となって貰った。就学前相談を受けた年長児や療育につながっている年中児の養育者を対象に体験を話してもらい、参加者の不安軽減や参加者同士のつながりを作る機会となった。(R3年度:2回実施、R4年度:3回実施)
- ・ 親子向けコンサートを企画し、つくしんぼ会保育部(\*6)に相談しながら、子どもが参加しやすい形で聴くことができる「インクルージョンコンサート」を準備した。会場となるテアトルフォンテにも座席の工夫等の協力を得たが、まん延防止等重点措置の延期により観客を入れての開催が出来ず、オンラインにて配信した。
- ・ 拠点から離れたエリアの地域ケアプラザと共催で、養育者からの相談が多い「食」についての講座(離乳食講座・食育講座)を行い、地域ケアプラザの地域コーディネーターと子育て家庭の声を聞きとり、ニーズを共有した。食材や調理には、地域の農家やヘルスメイトの協力を得た。



**4 《養育者のライフスタイルの変化をキャッチしながら、地域へつなぐ》**

- ・ 子育てサロンの利用者が低月齢化する中、担い手のニーズを受けて研修を実施した。(H30「こどものこころを育てるあそび」、H31「0歳児の遊びと発達について」、R4「サロンで育つ！こどものからだところ ～0・1歳児のあそび」)
- ・ 地域の支援の場を妊娠期から利用しやすくするために、土曜日に「親と子のつどいの広場」にて、マタニティ向け企画(沐浴体験)を行った。(R2年度、3年度 各1回) また、妊娠中の方も参加できることを周知するため、子育てサロンのチラシにマタニティマークを入れる協力を呼びかけた。
- ・ 区で行ったアンケートから、地域との交流に積極的な養育者は半数を超えており(データ⑧)、働き続ける子育て家庭にも地域と繋がりを持てるような支援を検討する必要があることを踏まえ以下の取組を行った。
  - ⇒ 養育者の防災意識も高まっていると捉え、泉区総務課の協力を得て防災講座を実施した際に、近隣の町内会長を招き町内会の活動や防災への取組を紹介してもらった。養育者には町内会への加入方法について説明した。
  - ⇒ エリア別子育てネットワークでは、お祭りへの参加や農家で味の覚狩りなど乳幼児の家庭が来やすい企画づくりを提案し、地域の方々と出会う機会とした。

(※1)エリア別子育て支援ネットワーク:区内を地域ケアプラザごとの5つのエリアに分け、関係機関や地域の担い手が参加して、地域の特性を鑑みながら子育て支援活動を実施し、子育て家庭と地域をつなぐことを目的とする。  
 (※2)泉区子育て支援連絡会:区域の関係機関による情報交換と課題の共有を目的とする。参加機関=保育園園長会・幼稚園協会泉支部・地域ケアプラザ・親と子のつどいの広場・基幹相談支援センター・主任児童委員・児童家庭支援センターなど。  
 (※3)赤ちゃんのえき:妊娠中の方や子どもを連れての方に、ミルクのお湯の提供やおむつ替えの場を提供する、施設としての協力の形。  
 (※4)子育て応援サポーター:「地域の場で養育者の話を傾聴し、寄り添って応援するボランティア活動」。規定の研修への参加が必要。  
 (※5)ハッピークローバークラブ:1997年に設立された、泉区とその近郊の「ダウン症児を持つ親の会」  
 (※6)つくしんぼ会保育部:1972年に設立された、発達の心配や障がいのある子どもの保護者が運営する地域訓練会の中の、未就学児の会。

**評価の理由(区)**

1 地域特性を踏まえた子育て支援の充実のため、「エリア別子育て支援ネットワーク連絡会」を実施している。身近な地域で子育て支援をする人と子育て中の人がつながることができるよう、外あそびや季節のイベント等を実施している。区全域を対象とした「泉区子育て支援連絡会連絡会」の目標を参加団体と共有し、エリア別子育て支援ネットワーク連絡会と有機的に連携できるよう再編成した。  
 2 区主催で「子育て支援力向上検討会」を実施し、泉区の子育て支援の現状課題や今後の方向性について検討した。検討の結果、令和2年度に地域で子育て支援に携わる新たな人材の発掘・育成を目的に「子育て応援サポーター」の仕組みづくりを行った。(再掲)

**拠点事業としての成果と課題**

(成果)

- ・ エリア別子育て支援ネットワーク連絡会の活動に、地域の支援者の参加が定着し、より地域性を考慮しながら子育て家庭の姿やニーズを共有し、共に見守り支えていく風土が出来ている。
- ・ 横浜市版子育て世代包括支援センターの考え方にに基づき、区との役割分担を確認しながら、妊娠期から地域の支援に繋げる取組を行い、理解と協力を得ることが出来た。

(課題)

- ・ 妊娠期の家庭に加え、「多胎児を育てる家庭・障がいのあるお子さんとその家庭・外国につながる家庭」といった、多様な家庭を支える取組を地域の様々な担い手や関係機関と共有し、温かく受け入れ支えていけるよう協力して行う。
- ・ 養育者の中で高まりつつあった「地域への関心」が、令和2年はコロナ禍の影響を受けて低下したが、令和3年にはまた少し上向いている(データ⑦)ことを踏まえ、養育者と地域の方々双方のニーズに合った「つながり」を作れるよう、エリア別ネットワークや地域の関係機関との連携の中で取り組んでいく。

**振り返りの視点**

ア 子育て家庭や地域の子育て支援関係者のニーズを踏まえ、連携促進に取り組んでいるか。  
 イ 地域の子育て支援関係者が、互いに知り合い、理解し、子育て家庭の状況及び子育て支援の情報や課題を共有するための場、機会をつくりだしているか。  
 ウ 地域の子育て支援関係者が協力し、支え合えるように、関係者同士をつないでいるか。  
 エ 養育者を身近な地域の子育て支援の場につなげているか。  
 オ 子育て支援活動に関心のある方を丁寧を受け止め、必要に応じて身近な地域の活動へつないでいるか。

5 人材育成・活動支援事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。	・地域活動の担い手不足に対し、「泉区子育て支援ネットワーク連絡会」の活動や繋がりを活かして、人材の育成について考え取り組んでいく。 ・支援に携わる人材との関係を更に深め、共通する課題に対応する研修や学習の場を提供していく。	A	A
②養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援活動に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。		A	A
③広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。		A	A
④これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。		A	B

評価の理由(法人)

(主なデータ)

- ① 子育てサロン連絡会(\*R4年度からは「親子の居場所連絡会」)・赤ちゃん教室運営協力者の合同研修会  
H30 講演会(こどものこころを育てるあそび) H31 勉強会(0歳児の遊びと発達)(R1年3月の予定=中止)  
R4 講演会(サロンで育つ!こどものからだところ ~0・1歳児のあそび)  
法人開催 勉強会 H30 「対人援助の基本と傾聴」 H31 「支援者のメンタルヘルス」(2月→中止)  
R3 「気持ちに寄り添う 傾聴を学ぶ」=法人スタッフ21名 地域の支援者7名 実習の学生2名  
「パーソナリティ障害について」=法人スタッフ18名 地域の支援者3名  
「コロナ禍とその後のこども・子育て支援」=法人スタッフ20名 地域の支援者5名(オンライン併用)  
子育てサポートシステム スキルアップ研修 R2 「気になるお子さんとの関わり方」=提供会員 17名  
養育者向け講演会 H30、H31計=親子227名 支援者参加=28名  
「こどもの食事・偏食について」「イヤイヤ期を乗り切るために」「乳幼児家庭の危機管理」など  
R3 ワークショップ講座「イヤイヤ期を上手につきあうために」=親子15名
- ② 孫育て講座(横浜子育てサポートシステム担当開催) H30=26名 H31=14名(R2年以降はコロナ禍のため開催せず)
- ③ 親子サークルリーダー支援(リーダー研修会 年3回)参加者(親子) H30=44組 H31=52組 R1=29組 R2=11組 R3=52組  
双子サークル・OB支援(ふたごちゃん、あつまれ) H30=親子12組 サークルOB12名 H31=親子12組 OB18名  
R2=中止 R3=親子11組 妊婦1名 OB 5名
- ④ ボランティア活動 すきっぷサポーター親子H30=86組 H31=73組 R2= 組 R3= 組  
すきっぷサポーター背守り・折り紙づくり 地域の方・支援者(のべ) H30=19名 H31=30名 R2=12名 R3=25名
- ⑤ 職場復帰講座(\*1)パネリスト H30=4名 H31=4名 R2=4名
- ⑥ 学生ボランティア、研修受け入れ H30=36名 H31=38名 R2中止 R3=13名(大学生、小学生~高校生サマースクール)  
R2 公立看護学校(高校生)にて「地域の子育て支援」について講話
- ⑦ 子育て応援サポーター(\*2) R2=10名 R3=17名 /新規研修参加:R3=10名 R4=7名

1 <<支援者に向け、共に学ぶ機会をつくる>>(データ①)  
・地域の担い手のニーズや拠点で捉えた課題に応じて、エリア別子育て支援ネットワーク連絡会の場やサロン連絡会(R3より「親子の居場所連絡会」)で勉強会を開催した。  
・地域の担い手に、拠点で行う養育者向け講演会へ参加を呼び掛け、養育者が抱える課題について共有することが出来た。  
・コロナ禍でのニーズを捉え、「親と子のつどいの広場」を対象としてSNS発信講座(4名参加)を実施した。また、「子育てサロンの担い手」を対象としてZoom講座(6名参加)を実施した。

2 <<地域の身近な支援へ、関心ある人をつなぐ>>  
・孫育て講座を横浜子育てサポートシステム担当者が開催し、提供会員や拠点でのボランティア「すきっぷサポーター」につなげた。「広報よこはま泉区版」やチラシの配架により参加者を募り、すきっぷサポーターを子育てサポートシステムの提供会員や、「子育て応援サポーター」(\*2)の活動につなげた。(データ②)  
・エリア別子育て支援ネットワーク連絡会に参加している支援者と地域の親子のニーズを共有し、横浜子育てサポートシステムの提供会員につなげた。  
・「公園あそび」の担い手については、子育て支援に関心がある人・親子サークルを卒業するリーダー等に声掛けをして、担い手の世代を広げた。  
・区が開催した「子育て支援力向上検討会」(R1、R2年度)から生まれた仕組み「子育て応援サポーター」(\*2)の新たな募集と研修を担い、子育て支援に関わる方や、支援に関心の高い方に向けて参加を呼び掛けた。(データ⑦)(再掲 ネットワーク)

3 <<養育者の自主的な活動を支える>>(データ③)  
・親子サークルのリーダーに向けて、区・区社協と共に研修会を年3回行い、情報交換会や学びの機会を提供し、支援した。  
・コロナ禍で活動に苦慮するサークルリーダーに対して、思いを話し、情報交換する会をオンラインで開催した。  
・メンバー募集をサポートするために、拠点のイベントで告知の場を提供したり、拠点のSNSを活用してサークルのPRを行った。  
・多胎児家庭のサークルを区・区社協と共に支援し、OBによる当事者向け相談会の運営をサポートした。(周知、運営、保育協力)(再掲 ネットワーク)  
・居場所を利用する養育者のニーズに応じて、同じテーマを持つ人同士の交流の場としての親子サークル立ち上げを支援した。

様式1-5 地域子育て支援拠点事業評価シート

4 <子育て家庭を見守る地域づくり>(データ②④)

- ・ 孫育て講座では、孫だけでなく地域の子どもも温かく見守ることで、自分の家族が見守られる安心に繋がることを伝えた。
- ・ 支援活動の入り口として設けている「すきっぷサポーター」は地域の方が参加して「背守りづくり」を行い、拠点を初めて利用する赤ちゃんに贈っている。メッセージカード同封して交換し、贈り手と受け手が間接的に交流する手段となっている。サポーターが作成する折り紙は居場所を利用する子どもに贈り、親子に喜ばれている。
- ・ 「すきっぷサポーター」から、子育て応援サポーターとしての活動を始める方もおり、支援活動が広がりを見せた。

5 <次世代育成・養育者への働きかけ>(データ⑤)

- ・ 5年前前から受け入れている看護学生の研修では、学生の企画による「いのちの授業」を居場所の養育者に向けて行った。
- ・ 「エリア別子育て支援ネットワーク連絡会」の活動の中で、乳幼児親子と中学生のふれあい体験を実施した。
- ・ マタニティの方とその家族向けの事業では、「プレママサポーター」(\*3)や居場所を利用している乳児の養育者の協力を得て、居場所で親子と交流する時間を設け、産後の子育てのイメージを持てる機会とした。
- ・ 養育者を、興味関心があり、得意なことを活かして参加できるボランティア活動へ繋げた。(すきっぷサポーター、プレママサポーター、職場復帰講座(\*1)パネリスト)
- ・ 育休復帰を経験した家庭の先輩パパママから、復帰を控えた家庭に向けて体験を語り、復帰前の家庭の不安を軽減したり、つながり作りとなる機会を設けた。(再掲 相談事業)
- ・ ハッピークローバークラブ(\*4)の協力を得て、小学生の養育者に「入学前の気持ちを話そう」にて先輩ママとして話し手となって貰った。就学前相談を受けた年長児や療育につながっている年中児の養育者を対象に体験を話してもらい、参加者の不安軽減や参加者同士のつながりを作る機会となった。(R3年度=2回実施、R4年度=3回実施) (再掲 ネットワーク事業)

(\*1)職場復帰講座:年1回、区が主催。職場復帰を控えた人が、既に復帰している人に体験談を聞いたり交流する企画。拠点はパネリストを紹介し、当日の運営にも参加している。

(\*2)子育て応援サポーター:「地域の場で養育者の話を傾聴し、寄り添って応援するボランティア活動」。規定の研修への参加が必要。

(\*3)プレママサポーター:妊娠期の家庭に向けて、乳幼児の養育者が赤ちゃんに触合う機会を提供したり、出産の体験談をノートに書くなどするボランティア。

(\*4)ハッピークローバークラブ:1997年に設立された、泉区とその近郊の「ダウン症児を持つ親の会」

評価の理由(区)

- 1 子育て支援を担う方が活動を継続できるよう、親子の居場所連絡会(旧子育てサロン連絡会)や親子サークルリーダー研修会を子育て支援拠点とともに実施した。
- 2 子育て世代が地域の子育て支援の活動に関心を持ち、将来的に地域活動に携わる人材となるよう、エリア別子育て支援ネットワーク連絡会での公園遊び等の活動やイベントを子育て世代と協力して行った。
- 3 区主催で「子育て支援力向上検討会」を実施し、泉区の子育て支援の現状課題や今後の方向性について検討した。検討の結果、令和2年度に地域で子育て支援に携わる新たな人材の発掘・育成を目的に「子育て応援サポーター」の仕組みづくりを行った。(再掲)

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ・ 拠点で行うボランティア活動「すきっぷサポーター(背守りづくり、折り紙づくり、読み聞かせ等)」をきっかけに、参加者同士の交流が生まれ、更に、「子育て応援サポーター」や「子育てサポートシステムの提供会員(預かりを行う会員)」につながる方もおり、地域での支援活動への入口となった。
- ・ コロナ禍でも活動が継続し、活動を養育者に周知できるよう、SNSやオンライン会議(Zoom等)といった新しいツールを取り入れるための研修やサポートを行った。
- ・ R2年度より区が開始した「子育て応援サポーター」の新規人材を募集し、区と協働で研修育成を行い、地域の支援の場での活動に繋げ、支援のネットワークを広げることが出来た。
- ・ 妊婦と養育者の接点が増える中で、養育者が体験を伝えたり、育休復帰した養育者が復帰を控える養育者に向けて体験を伝える機会を作り、「伝えることで支える」循環が生まれた。

(課題)

- ・ 「子育て応援サポーター」や「子育てサポートシステムの提供・両方会員(預かる会員)」を広く区民に周知し、子育て支援に関心を持つ人の活動の入口としていく必要がある。
- ・ 時代に応じて変化する養育者のライフスタイルに対応して支援できるよう、地域の担い手や関係機関と共に学んだり、変化を伝えて共に考える機会を作る。

振り返りの視点

- ア 子育て家庭や担い手のニーズを踏まえ、活動意欲の向上やスキルアップにつながる取組がなされているか。
- イ 地域の子育て支援活動がより充実されるよう、必要に応じて新たな活動希望者を結び付けているか。
- ウ 新たな担い手を発掘・養成する取組がなされているか。
- エ 活動希望を丁寧に受け止め、拠点内の活動や身近な子育て支援活動等に結び付けているか。
- オ 養育者が地域を身近に感じ、地域の活動に関心を持てるように働きかけているか。
- カ 地域で子育て支援に関わる人が増えているか。
- キ 子育ての現状や子育て支援の必要性を周知・啓発しているか。
- ク 子育て家庭(妊娠期の方を含む)を温かく見る気持ちを持つことができるように働きかけているか。
- ケ これから子育て当事者となる市民と子育て中の親子がふれあい、学び合う機会や場を作っているか。

6 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。	・利用会員の依頼が多い地域と少ない地域があるため、提供会員の活動状況に偏りが生じている。活動の少ない提供会員が活動に繋がる工夫を検討していく。 ・早朝・深夜の預かり、配慮が必要な依頼が増加傾向にあり、提供会員の負担が増加している。	A	A
②養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。		A	A
③会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。		A	B
④養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。		A	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

	29年度	30年度	31年度	R2年度	R3年度	
①活動報告件数	1663	1297	1346	691	1158	
②コーディネート数	81	87	115	82	119	
③新規会員数	利用会員	73	102	131	86	108
	両方会員	9	5	6	2	1
	提供会員	17	12	21	10	10
	合計	99	119	158	98	119
④居場所預かり数	29	25	54	31	38	
⑤利用者実数	76	79	90	61	89	
	提供者実数	46	47	53	47	57

1 <<横浜子育てサポートシステムの区民への周知>>

- ・ 区の協力により、広報よこはま泉区版に横浜子育てサポートシステムの説明を掲載した、提供会員募集のチラシを自治会の回覧板で周知することができ、提供会員が増加した。(データ③) 集団入会説明会を月2回行っているが、提供会員が少ない地域にはさらに出張して説明会を行った。また、小中学校にチラシを13,000部配布した。
- ・ 4か月児健康診査・両親教室に向き、どのような利用できるかを簡単に説明した。
- ・ エリア別子育て支援ネットワーク連絡会のお祭り等に担当者が出向く際には、チラシを配布した。
- ・ 保育園送迎依頼が多く保育園の園長会で事業の説明や協力依頼をしており園長にも理解が進んでいる。
- ・ 居場所スタッフが、新規登録の際のやり取りの中から、ニーズに応じて担当のスタッフに繋ぐことにより、新規の利用会員数が増えている(データ③)
- ・ 小学生低学年のニーズが増えている。小学校の生活をイメージができていない保護者向けにチラシを作成し事業をPRする。(R4年度計画)

2 <<事業の利用しやすさ>>

- ・ 活動件数(データ①)減っているが、コーディネート数(データ②)は増えている。習い事への送迎や小学校の朝のサポートが増え、他のサービスでは支援できない部分を補っている。
- ・ 実際に利用している利用者は年々増加し、それに伴い、なるべく多くの提供者の方にサポートをしていただくようコーディネートしているため微増ではあるが多くの提供会員の方に協力をし活動していただけている。(データ⑤)
- ・ 定期的な説明会に加えて地域に出向き、地域での説明会を行った。コロナ禍のため、個別での対応を希望する方には個別で対応した。また体調が悪く、拠点に来られない養育者には訪問して入会説明会を行った。
- ・ 普段外出しづらい双子サークルのために出張して、入会説明会を行った。
- ・ 居場所預かりを行うことで、預かりの様子などを見ることが出来るため、他のスタッフがいる安心感と慣れている拠点で預かりを行うことで利用につながり、人数が増えた。(データ④)
- ・ 入会説明会の時に、リフレッシュで利用できることや養育者が在宅でも利用できることなどを事例としてあげ、多様なニーズに応えられることをPRした。
- ・ コロナ禍の影響により来館しづらい状況が続いたため、オンライン(ZOOM)で入会説明会を行なった。

3 <<継続できるように支える>>

- ・ 登録したばかりの提供会員や定期的なサポートのない会員には、入会説明会の見守り託児をお願いし今後の活動に繋げた。
- ・ コーディネートする際には利用会員から丁寧に聞き取り、事前打合せには同席し、活動内容を確認しあい、スムーズに活動できるようにフォローした。また、提出された活動報告書の内容をもとに提供会員、利用会員に連絡を取り活動のフォローをした。
- ・ 一人での活動になるため、実際のサポート中に迷うこともあり、提供会員から丁寧に話を聞いている。対応に迷う事例を取り上げ、臨床心理士の先生を講師に研修を行い、今後のサポートに役立ててもらうことができた。
- ・ 提供会員交流会のあとに茶話会を行い、近況など話し合う時間を設け、サポート共有や最近の区の現状を共有した。
- ・ 就労家庭が増加傾向にあるため、保育園・小学校の送迎や習い事の送迎が増えていて、朝早くや遅い時間のサポートが増えている。特定の提供会員に負担が偏らないよう、複数人の提供会員とコーディネートするよう心がけた。

**4 《養育者のニーズに合った支援》**

- ・ コーディネートを進めるにあたり、様々な選択肢の中から、養育者のニーズに応えつつ子どもにとってより良い対応について、利用者支援事業と連携を図り検討しながら情報提供を行った。
- ・ サポートの依頼が来たことを通して、孤立した親子や支援の必要な親子に対しコーディネートを行いながら適切に関係機関との繋がりを作ることが出来た。
- ・ 公的なサービスを希望しない方の援助にあたっては、スタッフが信頼関係を築きながらサポートをした。
- ・ 日本語を全く話せない外国につながる家族からサポート依頼があり、横浜市多文化共生総合相談センターの協力を得て、英語の通訳を介して入会説明を行った。提供会員は英会話のできる夫がいる方をお願いした。
- ・ 利用会員からの依頼時にいねいな聞き取りを行い、必要に応じて保育園の一時預かりや子育てタクシーといった、子育てサポートシステム以外にも利用会員のニーズに合った情報を提供した。
- ・ 就労家庭が増加傾向にあるため、保育園・小学校の送迎や習い事の送迎が増えていて、朝早くや遅い時間のサポートが増えている。特定の提供会員に負担が偏らないよう、複数人の提供会員とコーディネートするよう心がけた。(再掲)

**評価の理由(区)**

- 1 事業案内と提供会員の募集について広報よこはま区版の特集、小中学校長会を通じて保護者へのチラシ配布、自治会町内会への回覧を行った。
- 2 乳幼児健康診査や来所面接、個別相談、母子健康手帳交付時等で必要のある方に事業紹介をするとともに、拠点と直接調整し利用につなげている。
- 3 定例会の中で、会員向けの研修会や交流会の情報を共有している。また、拠点と協議の上、予定者研修の講師の調整を行った。
- 4 拠点との情報提供を行う中で、必要に応じて助言を行っている。

**拠点事業としての成果と課題**

(成果)

- ・ 自治会の回覧は効果があり、提供会員増加につなげることができた。
- ・ 実際に依頼している利用会員や活動している提供会員が増えている。
- ・ 事前打合せだけでなく、活動が始まってからもコーディネーターに相談しやすい雰囲気を作り、丁寧にサポートの状況を聞くことにより、両会員が気持ちよく利用できるようフォローを行った。
- ・ 日本語の全く話せない家族からの依頼にYOKEなどを活用し、サポートに繋がられた。
- ・ コロナ禍だが、提供会員には普段から丁寧な聞き取りを行い、無理ない範囲での活動のお願いをしながら継続していただき、多くの提供会員に活動してもらうことができた。
- ・ 難しいサポート依頼に対しては、いろいろな手立てや方法を提示したうえで養育者に選択してもらい、サポートが成立するようになった。

(課題)

- ・ エリア別子育て支援ネットワーク連絡会や、子育てサロンとのつながりの中で、その地域のサポートの状況を伝え、提供会員増加につながるような活動を継続していく。
- ・ 利用会員を適切な支援につなげるため、丁寧なニーズ把握に努めていく必要があり、コーディネーターも支援先の情報収集や共有も必要である。
- ・ 提供会員・両方会員数の拡大に向けて、新たな発掘が必要である。コロナ禍のため、サロン訪問などもできなかった。地域の場に出向いてPRする必要がある。
- ・ 本部機能が市への移管に伴い、区支部同士の連携が活発になり、区境支援も増えているため、近隣区との情報共有を活発に行った。

**振り返りの視点**

- ア 区民に対して、子育てサポートシステムについての周知活動を行っているか。
- イ 提供会員数拡大に向けた取組がなされているか。
- ウ 養育者に対して、必要時に利用相談しやすく感じられるような周知活動等の工夫をしているか。
- エ 会員が相互の合意のもとに気持ちよく安全に活動できるよう、会員の状況に応じた活動方法の提案や、丁寧なコーディネートができていないか。
- オ 会員の声の把握に努め、必要に応じて活動内容の調整や会員のフォロー、追加のコーディネート等を行っているか。
- カ 提供・両方会員が活動の意義を感じながら、安心・安全な活動を継続して行えるよう、研修会等の取組がなされているか。
- キ 会員の活動意欲を高めるため、会員間の交流をはかる取組がなされているか。
- ク 就労に関する以外の養育者のリフレッシュ等の理由での利用を促進する取組がなされているか。
- ケ 会員間で授受される個人情報会員が適正に取り扱うことが出来るよう、注意喚起や研修等の取組がなされているか。
- コ 援助活動の調整等を通して把握した子育てに関するニーズを、必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。
- サ 専門的対応が必要と考えられる相談について、こども家庭支援課との連携、連絡体制のもと、適切に対応しているか。
- シ 子育てサポートシステム以外の子育てに関する相談に対して、情報提供等の支援ができていないか。

7 利用者支援事業

目指す拠点の姿	(参考)1期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①拠点における利用者支援事業が、区民や関係機関に広く認知されている。	・利用者支援事業という子育ての相談ができる機能が拠点にあることを、広く区民に周知する。 ・関係機関や地域の担い手と顔の見える関係は築けている。今後は横浜子育てパートナーの役割や利用者支援事業について、より理解を得ながら連携して支援できることを目指す。	B	B
②相談者に寄り添い主体性を尊重しながら、個別相談に応じ、適切な支援を行っている。		A	A
③子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。		A	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

①認知度・利用の詳細(拠点アンケートより)

	知ってる	専用電話	匿名可	予約可
平均(H30~R2)	64.3%	52.0%	30.0%	41.3%
令和3年度	75.0%	49.0%	70.0%	44.0%

○相談(H30→R3)変化と分析

相談方法	相談のきっかけ		対象者
出張	地域活動	広報チラシ	小学生
0.9%→10.6%	1.4%→9.1%	3.1%→5.1%	1.9%→7.0%

※子育てパートナーの認知度だけでなく、課題であった相談の仕組みや方法の認知度は過去平均よりも最新結果はポイントが上がっている。

○包括・関係機関との連携・多様な親子への支援

- ・マタニティ見学会(沐浴体験 粉ミルク作り 妊婦体験)のべ198名
- ・母子保健コーディネーターとの定例カンファレンス
- ・共遊ひろば・双子三つ子交流会(オンライン)
- ・入学前の話・ダウン症児の会

○連携先施設・事業

- ・子育て支援者・赤ちゃん教室・子育てサロン・親子のつどいの広場
- ・杜の郷こども家庭支援センター・多胎児サークル・ダウン症児の親の会
- ・泉区基幹相談支援センターかがやき・旭区地域活動ホーム(連)おもちゃ館
- ・他区子育てパートナー・ひとり親サポートよこはま等

【相談方法】出張の割合が10倍に増加。アウトリーチを目標にしたが、コロナ禍になり、なかなか思うように訪問できなかった。赤ちゃん教室・地域のサロンには相談方法出向くことができ、周知と相談対応を行った結果である。

【相談のきっかけ】地域活動と広報チラシが年々上昇した。課題であった広く周知することに区とともに取り組んだ結果が表れていると考える。

【対象者】相談の内容は変化しているが、数年間継続して対応している相談者が数名いる。小学校入学後も来館や電話での相談に対応している。

1 <事業周知及び区民への認知>

- ・他の事業の参加者や従事者へ利用者支援事業の周知を行った。(子育て支援者相談会場・赤ちゃん教室・子育てサロン・つどいの広場・区民まつり・エリア別子育て支援ネットワーク・拠点他事業等)
- ・母子手帳交付時に母子保健コーディネーターが配布する「マイカレンダー」に、拠点マタニティ向け事業の案内や、相談ができることを知らせる案内を載せた。さらに、母子手帳交付時に配布することの効果を検証し、新たに、拠点の事業内容がわかりやすく、親しみやすくなるリーフレットを作成し、区を通してマタニティの方に配布をした。
- ・拠点利用者の横浜子育てパートナーの認知度は著しく上がっている。また、課題であった相談の仕組みや相談方法についても、周知ができた。(主なデータ①)
- ・コロナ禍に気持ちを話せる場を設け、コロナによる子育て中の家庭の現状やニーズを知ることができた。把握したニーズから次の支援へと繋げた。

2 <相談者に寄り添い、主体性を尊重した個別相談と適切な支援窓口等の案内や仲介>

- ・保健師・助産師・母子保健コーディネーターや拠点スタッフとは、利用者に提供する情報を共有し、相談者自身が選択できるよう配慮した。利用者の主体性と選択を尊重し、役割を確認しながら連携し継続的に見守った。
- ・居場所のスタッフとの間で日々情報の確認を行い、相談先の提案や、相談者の了解のもと、紹介・仲介をし、相談者に寄り添った支援を心掛けた。
- ・保健師等区の職員や専門家などのカンファレンスやスーパーバイズ、拠点スタッフとの振り返りを行い、様々な立場の意見を聞くことで多角的な視点を持って支援することを意識した。
- ・相談対応においては、現状に至った経緯や背景も考慮し、相談者を支援するために必要な方法を考えるよう努めた。
- ・妊娠期に参加できる事業を開催し、参加者が相談しやすい仕組み作りと、妊娠期からの拠点利用を促した。(沐浴体験・粉ミルク作り・妊婦体験等)
- ・養育者による相談や区とのカンファレンスから把握した共通の悩みやニーズに対して、「若年で出産した母親の会」や「共遊ひろば(※1)」を開催し、また、区からのアドバイスをもとに、子どもの遊びの場、親同士交流し共有や相談し合える場を提供した。居場所のスタッフとも連携し、拠点の利用へと繋げた。
- ・特別支援教育を受ける予定の年長児の小学校入学に際し、親の不安な気持ちを先輩ママや拠点スタッフに話ができる機会として、「入学前の気持ちを話しませんか」(※2)を実施した。また、年中児を対象にした会では、年長になってからの相談の流れなど見通しを立てる機会とした。
- ・検索で電話相談が受けられることを知り、匿名でも受けられることから複数の定期的な相談に対応した。
- ・双子を連れて外出が難しく、特にコロナ禍でつながらぬ機会がない養育者同士をオンラインで繋げ、相談・情報交換・交流の機会を創った。

**3 《ネットワークの構築と協働の関係作り》**

- ・ 保健師や助産師、母子保健コーディネーターに事業の開催に向けてアドバイスや協力をお願い、実施後も引き続きお互いに情報共有し、協働の関係作りを行った。(沐浴体験等妊娠期の事業・共遊ひろば・双子ちゃん集まれ等)
- ・ 地域の子育てサロンへの研修内容の検討を泉区こども家庭支援課・区社会福祉協議会と行った。子育てサロン連絡会・研修会は、親と子のつどいの広場、地域ケアプラザにも声をかけ、名称を「親子の居場所連絡会」に改編し、区内の子育て支援関係者の横のつながりを作ると共に、顔の見える関係作りを図った。ニーズを把握した上で研修会の講師を保育園地域支援保育士に依頼し、課題解決と地域との関係作りを行い、地域での子育て支援のさらなる充実を図った。
- ・ 横浜子育てパートナーはエリア別子育て支援ネットワークの担当エリアを数年おきに交代し、広く関係作りを行っている。また、担当以外のエリアでも全体の会議やイベントには継続して参加し、横浜子育てパートナーの周知をしている。
- ・ 地域ケアプラザに出向き講座を開催したり、親と子のつどいの広場に向けて共催事業の提案を行うなど、地域に出向いた支援と関係作りに努めた。
- ・ 小学校入学後も継続している個別の相談に対応するために、支援の方法について地域の関係機関等と検討を重ねた。
- ・ 子育て応援サポーターの養成講座やフォローアップ研修に、区と拠点と一緒に取り組んだ。

※1「共遊ひろば」:低出生体重児や発育発達がゆっくりな子に遊びの場を提供し、親同士も交流できるように拠点スタッフがサポートしている。事業の会場は泉区社会福祉協議会多目的室を優先予約枠で利用。

※2「入学前の気持ちを話しませんか」:コロナ感染拡大防止の影響で、療育センターでの説明会が以前の内容と変わったことを聞き、拠点の相談からも不安に感じる親の姿を把握し、区内ダウン症児の親の会(ハッピークローバークラブ)の協力を得て、気持ちを話し・経験を聞くことができ、傾聴してもらえるピアサポートの場を提供した。療育センターに通っていない親子に対しても同様に情報共有の場となった。

**評価の理由(区)**

- 1 広報よこはま泉区版への掲載、こんにちは赤ちゃん訪問員・子育て支援者・主任児童委員の定例会、赤ちゃん教室など様々な機会を捉え広く区民への周知を行った。
- 2 相談業務の支援としては定例会や必要時に相談状況・内容の報告を受け、横浜子育てパートナーが適切な支援を行えるように助言するとともに必要に応じ連携しながら支援を行った。
- 3 横浜子育てパートナーが地域の保育園や子育て支援者、主任児童委員などの地域の社会資源と円滑な連携が図れるような連絡調整を行った。

**拠点事業としての成果と課題**

(成果)

- ・ 多様化する相談内容に対応するため、拠点職員も共に研修やスーパーバイズを受け、専門性と気軽な相談のバランスを取り実施した。
- ・ 区の事業に参加し、得た内容を拠点事業に活かすとともに、参加者に横浜子育てパートナーの周知をした。
- ・ 子どもの成長に合わせて、その時々のお悩みやニーズに対応することを意識しながら相談対応することができた。
- ・ 地域で活動している支援関係者が抱える課題を把握し、解決のために関係機関等と協議した。地域における子育て支援が充実するよう、子育てサロンや親と子のつどいの広場への事業を展開した。
- ・ 拠点への来所が難しい方に向け、オンラインの事業や交流会を開催した。

(課題)

- ・ 居場所での相談に対して、地域資源を十分に知り、より良い対応ができるよう、スタッフ全体で地域の支援への理解を深めるために、パートナーの持つ情報を共有する。
- ・ 2020年以降はコロナ禍で思うようにアウトリーチ(情報提供や出張相談)ができなかった。このような状況においても、利用者支援事業と地域の支援が実際に訪問する以外のつながり合う方法も検討しながら、よりよい関係づくりを図っていく。

**振り返りの視点**

- ア 利用者支援事業を幅広く区民や関係機関に周知しているか。
- イ 養育者に対して、気軽に相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。
- ウ 最新の情報を収集し、活用できるよう工夫しているか。
- エ 相談に対しては、傾聴に努め、ニーズを把握して対応しているか。
- オ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介・支援依頼等について、相談者が円滑に利用できるような対応をしているか。  
また、専門的な対応を要する相談については、内容に応じて速やかに関係機関に紹介・仲介する等、適切な対応を行っているか。
- カ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介後も必要に応じて役割分担を確認しながら継続的な関わりをもっているか。
- キ 相談の対応状況や支援の適切さ、拠点内外での連携状況等について、多角的な視点から振り返りや検討を行っているか。
- ク 拠点のネットワークを活用し、関係機関や地域の社会資源との関係づくり・関係強化を行っているか。
- ケ 利用者支援事業の周知や個別相談等の取組を通じて、支援につながる新たなネットワークの構築を行っているか。
- コ 把握した課題を関係機関等と共有し、拠点事業の充実や、必要な支援の調整や見直し、不足する資源の調整や提案につなげているか。

## 協働事業プロセス相互検証シート

### 1 事業計画段階

#### 【共有できたことや認識に違いがあったこと】

- ・子育て世代包括支援センターの取組はモデル区として市の方針に沿って取組を整理し、双方の役割を確認し事業計画を立てた。
- ・必要と考える子育て支援について、共通の認識を持ち、双方の強みを確認し協働で進めた。

#### 【今後改善が必要と思われること】

- ・効果的な事業実施になるように、新たな事業を計画するにあたっては、内容について細かく確認をしていく。

### 2 事業実施段階

#### 【共有できたことや認識に違いがあったこと】

- ・妊娠期を対象とした事業を、区の専門的なアドバイスを受けながら企画準備し、対象者のライフスタイルに合わせて参加しやすい形で実施した。
- ・より身近な地域の子育て支援が充実するための取組について、事務局としてネットワークの充実をはかり、新たな人材の育成についても協働で実施することができた。
- ・個々の事業について、定例会の中で十分に掘り下げて話し合えるとよかった。必要と考える部分については、目指す姿や事業の位置づけをより意識し、共有や確認していくことが重要。

#### 【今後改善が必要と思われること】

- ・拠点事業について、より多くの区民に理解が広まるよう、区の強みを活かして周知を行う。
- ・事業振り返りのため、会議時間や進行管理を明確にし、より有効な会議としていく。

### 3 事業の振り返り段階

#### 【共有できたことや認識に違いがあったこと】

- ・ライフステージが変わっても親子が継続して利用できる拠点の強みを認識し、双方が支援に活かすことが出来た。
- ・定例会の場で事業のねらいや実施の効果を確認し、次の事業計画に生かすことができた。
- ・振り返りの作業を行う中で、泉区の目指す子育て支援の姿を再確認できた。

#### 【今後改善が必要と思われること】

- ・切れ目がない子育て支援について、区や地域の関係機関ともさらに連携を深め、継続して話し合いを実施する必要がある。



## 募集概要及び選定スケジュール

### 1 募集概要

#### (1) 運営法人募集の趣旨

泉区では、平成 21 年 1 月に拠点を設置し、現在運営をしておりますが、運営 3 期目の 5 か年度目となる本年度（令和 5 年 3 月 31 日）をもって現在の運営法人による運営期間が満了することに伴い、次年度以降の運営法人を募集するものです。

#### (2) 事業実施の方法

事業は、区と運営法人が、事業目的を共有しながら協働で実施していくこととし、区と運営法人は、協働契約（委託契約型）を締結します。協働契約（委託契約型）に基づき、区は運営法人に対して、事業に係る経費を支払います。

#### (3) 拠点の機能

##### （原則として未就学児の）子育てをする家庭へのサービス提供の機能

- ①親子の居場所機能……乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- ②子育て相談機能……子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること
- ③子育て情報収集・提供機能……子育てに関する情報の収集及び提供に関すること
- ④利用者支援機能……個々のニーズに応じた相談対応と関係機関等との協働の関係づくりに関すること

##### 地域で子育ての支援に関わる方への支援の機能

- ⑤子育て支援ネットワーク機能……子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること
- ⑥子育て支援人材育成機能……子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること

##### 地域ぐるみでの子育て支援の促進

- ⑦横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能  
……地域の住民同士で子どもを預け預かる支え合いの促進に関すること

#### (4) 運営法人の選定

運営法人の選定は、提案の資格を満たす法人を広く公募し、応募法人の提出する事業計画書の審査及び応募法人のプレゼンテーション等を通じて、提案内容进行评估します。（プロポーザル方式による委託の受託者の特定）

#### (5) その他

##### ア 運営期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間

##### イ 実施日

土曜日及び日曜日のいずれか 1 日又は両日を含めて週 5 日以上

（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までは休業日）

##### ウ 実施時間

午前 9 時から午後 5 時まで

## 2 法人選定スケジュール

時 期	手続等
令和4年10月5日（水）	法人募集実施の公表 泉区ホームページに掲載
同10月6日（木）～10月19日（水）	参加意向申出書の提出
同11月4日（金）～11月11日（金）	提案書の受付
同11月8日（火）	<b>第1回選定委員会（委員会概要・スケジュール等確認）</b>
同11月中旬	<b>提案書郵送</b>
同11月15日（火）	<b>旭区地域子育て支援拠点（ひなたぼっこ）見学</b>
同11月中旬～12月12日（月）	<b>提案内容の事前評価</b>
同12月12日（月）	<b>第2回選定委員会（プレゼンテーション、ヒアリング、評価確定等）</b>
同12月26日（月）	選定結果通知

### 【選定方法】

運営法人の選定に当たっては、区は外部委員による選定委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づき、別添の評価指標を用いて提案内容の評価をします。

区は、委員会の評価の結果及び意見を踏まえて、運営法人を選定します。

#### ア 選定基準

運営法人の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する情報の収集及び提供等を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (イ) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (ウ) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (エ) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

#### イ 選定委員会

子育て支援に理解のある地域関係者、子育て支援に関する有識者などで選定委員会を組織します。選定委員会の評価にあたり、提案者は、委員会に対して下記の日時にプレゼンテーションを行いヒアリングに応じていただきます。

※実施日：令和4年12月12日（月）

## 横浜市泉区地域子育て支援拠点 運営法人選定委員会 評価指標

●評価基準 5:特に優れている 4:優れている 3:標準的な水準にある 2:やや劣っている 1:劣っている

●評価点数 = 評価 × 重要度

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
1 基本的事項	(1)子育て支援に対する理念、取り組み状況	子育て支援への理念や取り組みが優れているか			(30)	提出書類 様式Ⅱ
		法人の子育て支援の理念や考え方	5・4・3・2・1	×2	10	
		本市の子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	5・4・3・2・1		10	
		子育て支援関連事業の経験・実績	5・4・3・2・1		10	
	(2)地域子育て支援拠点運営理念	地域特性を踏まえた地域子育て支援拠点の運営理念が優れているか				(30)
		地域子育て支援拠点の運営理念	5・4・3・2・1	×2	10	
		児童福祉法に基づいた社会福祉事業であることを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1		10	
	区の地域特性、子育て環境、ニーズを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1	10			
	(3)経営方針等	経営方針及び職員採用、育成に対する考え方が優れているか			(30)	様式Ⅲ-2 Ⅲ-3 Ⅲ-4
		経営効率、費用対効果を高める取組についての考え方や計画	5・4・3・2・1	×2	10	
		拠点の運営理念や事業計画を踏まえた、職員採用・配置の計画	5・4・3・2・1		10	
	職員の育成、研修体制についての考え方や計画	5・4・3・2・1	10			
2 事業計画	(1)親子の居場所について	居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握、また、交流促進等に対する考え方が優れているか			(25)	様式Ⅲ-5① Ⅲ-6
		利用者を温かく迎え入れる場づくり	5・4・3・2・1	×1	5	
		多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場づくり	5・4・3・2・1		5	
		養育者と子どものニーズ把握のための工夫	5・4・3・2・1		5	
		親自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等	5・4・3・2・1		5	
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5	5			
	(2)子育て相談について	子育て相談に関する考え方が優れているか			(25)	様式Ⅲ-5② Ⅲ-6
		気軽に育児に関する相談ができるよう実施方法	5・4・3・2・1	×1	5	
		養育者の相談内容に応じた、関係機関との連携、継続した支援についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		相談におけるプライバシーへの配慮についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		子育て相談における職員の役割や相談対応にあたっての基本姿勢についての考え方	5・4・3・2・1		5	
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5	5			
(3)子育てに関する情報の収集及び提供について	子育てに関する情報の収集及び提供についての考え方が優れているか			(20)	様式Ⅲ-5③ Ⅲ-6	
	区内の子育てや子育て支援に関する情報を集約・提供するための方法	5・4・3・2・1	×1	5		
	子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることを、区民に認知してもらうための方法	5・4・3・2・1		5		
	拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わるための方法	5・4・3・2・1		5		
「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5	5				
(4)地域団体等との連携・交流について	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携・交流に関する考え方が具体的にあり、優れているか			(20)	様式Ⅲ-5④ Ⅲ-6	
	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携	5・4・3・2・1	×1	5		
	ネットワークを活かして、地域の情報を収集するための方法	5・4・3・2・1		5		
	ネットワークを活かして、利用者を地域へつないでいくための方法	5・4・3・2・1		5		
「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5	5				

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
2 事業計画	(5)子育て支援人材の育成、支援について	子育て支援人材の育成等に関する考え方が優れているか			(30)	様式Ⅲ-5⑤ Ⅲ-6
		地域の子育て支援活動を活性化するための方法、工夫	5・4・3・2・1	×1	5	
		あらたな子育て支援人材の発掘・育成等に関する考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
		地域で子育て支援に関わる人のスキル向上のための支援に関する考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
		子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気作りの取組	5・4・3・2・1		5	
		妊娠期の方やそのパートナー、学生に対しての、子育てについて考え学び合う機会づくりについての考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5	
	(6)地域の中での預け預かりあいの促進について	地域の中での預け預かりあい等に関する考え方が優れているか				(25)
		子育てサポートシステムに、多くの地域の人や養育者が参画を得る方法、工夫	5・4・3・2・1	×1	5	
		会員が安心・安全な活動を行えるように、コーディネーターが果たすべき役割についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		相談内容に応じて、子育て相談及び他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげるための考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
		会員の活動継続を支えるための研修会や交流会等の方法、工夫	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5	
	(7)利用者支援事業について	子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する考え方が適切であり、優れているか				(25)
		利用者支援事業を区民や関係機関に広く周知する方法や気軽に利用できるための工夫	5・4・3・2・1	×1	5	
		個別相談対応における姿勢・養育者等への適切な支援についての考え方、対応方法	5・4・3・2・1		5	
		関係機関及び地域の社会資源との協働の関係づくりについて、拠点の他の機能を活用した取組	5・4・3・2・1		5	
利用者支援の専任職員に求められる資質についての考え方		5・4・3・2・1	5			
「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5	5				
3 管理運営	(1)事業内容の質の確保・向上に関する考え方について	区役所との協働、利用者意見の把握、個人情報保護管理、リスクマネジメントの考え方が優れているか			(40)	様式Ⅲ-7 Ⅲ-5①の5
		区役所との協働、連携に対する考え方	5・4・3・2・1	×2	10	
		利用者意見、要望の把握、対応方法	5・4・3・2・1		10	
		個人情報保護等情報管理についての計画	5・4・3・2・1		10	
事故防止等のリスクマネジメントについての計画	5・4・3・2・1	10				
4 財務状況等【事務局評価】	(1)財務状況(安定的な事業実施が可能な財務状況であるか)	財務分析結果が36点以上である	8	×2	16	財務分析結果
		財務分析結果が28点以上36点未満である	5			
		財務分析結果が20点以上28点未満である	3			
		財務分析結果が20点未満である	0			
	(2)ワークライフバランスに関する取組	①従業員101人未満であり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加点		8	提出書類
		②従業員101人未満であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	いずれかに該当する場合は1点加点			
		③次世代育成支援対策推進法による認定(くるみん、プラチナくるみん)がされている	いずれかに該当する場合は2点加点			
		④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)がされている				
		⑤青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定がされている	いずれかに該当する場合は2点加点			
		⑥よこはまグッドバランス賞の認定がされている(※認定期間(1/1~12/31)内であること)				
(3)障害者雇用に関する取組	⑦従業員43.5人以上であり、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している。	いずれかに該当する場合は2点加点				
	⑧従業員43.5人未満であり、障害者(1週間の所定雇用時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者(見込みを含む))を1人以上雇用している。	いずれかに該当する場合は2点加点				
(4)健康経営に関する取組	⑨健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている。	いずれかに該当する場合は1点加点				1
<b>合計</b>					<b>325</b>	
<b>事務局評価を除く合計</b>					<b>300</b>	

## 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人募集要項

横浜市泉区地域子育て支援拠点の運営法人を募集します。

### 1 地域子育て支援拠点事業の概要、法人選定の趣旨

#### (1) 地域子育て支援拠点の施策上の位置付け及び運営法人募集の趣旨

地域子育て支援拠点（以下「拠点」という。）は、横浜市において策定された「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！ よこはま わくわくプラン～」において、基本施策のひとつである「地域における子育て支援の充実」の推進に向けて、地域における子育て支援の拠り所となる施設です。

泉区（以下「区」という。）については、平成21年1月に拠点を設置し、現在運営をしておりますが、運営3期目から5か年度目となる本年度をもって現在の運営法人による運営期間が満了することに伴い、次年度以降の運営法人を募集するものです。

横浜市子ども・子育て支援事業計画はこちらを参照してください。

⇒ URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/city->

[info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html)

#### (2) 事業実施の方法

事業は、区と運営法人が、事業目的を共有しながら協働で実施していくこととし、区と運営法人は、協働契約（委託契約型）を締結します。協働契約（委託契約型）に基づき、区は運営法人に対して、事業に係る経費を支払います。

契約締結の後、区が借り上げた建物（以下「実施施設」という。本募集要項の2（3）イ 実施施設を参照。）において事業実施していただきます。

#### (3) 拠点の機能及び対象者

拠点の基本的な機能及び対象者としては、以下を想定しています。これらに加え区が必要と考える機能を付加する場合があります。なお、各機能の詳細（目指す姿）は、別添仕様書（案）の4（3）業務内容を参照ください。

#### （原則として未就学児の）子育てをする家庭へのサービス提供の機能

- ①親子の居場所機能……………乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- ②子育て相談機能……………子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること
- ③子育て情報収集・提供機能……………子育てに関する情報の収集及び提供に関すること
- ④利用者支援機能……………個々のニーズに応じた相談対応と関係機関等との協働の関係づくりに関すること

#### 地域で子育ての支援に関わる方への支援の機能

- ⑤子育て支援ネットワーク機能……………子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること
- ⑥子育て支援人材育成機能……………子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること

#### 地域ぐるみでの子育て支援の促進

- ⑦横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能  
……………地域の住民同士で子どもを預け預かる支え合いの促進に関すること

#### (4) 運営法人選定の趣旨

拠点が、その機能を効果的に発揮できるよう、運営法人には「子育てをする家庭を支援する資質、能力」及び「地域の子育て支援関係者との連携、地域に必要な人材の育成など、地域力を創出できる資質、能力」を求めます。

このため、運営法人の選定は、提案の資格を満たす法人を広く公募し、応募法人の提出する事業計画書の審査及び応募法人のプレゼンテーション等を通じて、提案内容を評価します。(プロポーザル方式による委託の受託者の特定)

提案内容の事業運営に関する計画の記載については、これまでの5か年度で取り組んできた拠点事業の連続性や継続性も考慮し、別添「泉区地域子育て支援拠点事業評価シート」における成果と課題などの内容を十分踏まえたうえで計画、選定申請書類を作成してください。計画の評価に際しては、計画の内容がこれらの課題に対して優れたものであると判断する場合に、加点するよう評価項目を設定しています。

## 2 公募の条件

#### (1) 運営者とする法人の種類

運営者は、次のいずれかに該当する法人とします。

- ア 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- イ 市内の医療施設を経営する医療法人等
- ウ 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- エ 市内の幼稚園を経営する学校法人等

#### (2) 提案の資格

提案の資格は、次の各号全てに該当する法人とします。

- ア 横浜市の一般競争入札参加有資格者名簿(※)に登載されていること又は協働契約（委託契約型）を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

#### 一般競争入札参加有資格者名簿について

※横浜市が委託等の契約を締結する上で、一定の審査(市税の滞納がないこと等)を行い有資格者として認められた者を登載した名簿です。名簿登載されるには、入札参加資格審査申請を行う必要があります。

※登録種目・細目コードは、333-Z(福祉サービス・その他)又は350-Z(その他の委託等)とします。

※本事業の申請締め切りまでに名簿登載が間に合わない場合でも、入札参加資格審査を申請済みで、資格について審査中である場合には、本事業の提案(申請)を受け付けます。

※入札参加資格審査申請については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」を参照してください。

URL <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

#### (3) 事業実施内容等に係る基本的事項

拠点における事業実施内容等は、次の各項目の他、別添の仕様書(案)の定めによります。なお、仕様書(案)はあくまで現時点の案であり、実際の事業実施内容と異なる場合があります。

## ア 運営期間

運営期間は、原則として令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

## イ 実施施設

運営法人には、次の施設で実施していただきます。

所在地：横浜市泉区和泉中央南 5-4-13 相鉄いずみ中央ビル

構造等：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階建

賃貸借物件：地上2階第209号店舗 面積103.75㎡

地上3階第301号店舗 面積182.94㎡

床面積：延286.69㎡

## ウ 実施日

事業は土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を決め、休業日として定めることとします（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは休業日とします）。

## エ 実施時間（勤務時間）

午前9時から午後5時まで

注1：親子の居場所事業については、週5日以上、1日6時間以上開設することが条件です。当該条件を満たしていれば、例えば午前10時から午後4時まで等、実施時間内で開設時間を別に設定することは可能です。

注2：横浜子育てサポートシステム区支部事務局については、開設時間は週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員の利便性等に配慮してください。

注3：利用者支援事業については、親子の居場所の提供時間に合わせて実施してください。

## オ 人員配置

別添仕様書（案）の4の(3)業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

職員の種類	説明
常勤職員	週35時間以上勤務する者をいう。 ※常勤職員のうち1人を施設長とする。 ※また、施設長以外の1人を、主に子育てサポートシステムのコーディネーター（別添仕様書〔案〕を参照。以下「コーディネーター」という。）の業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。 さらに、施設長及びコーディネーター以外の1人を、利用者支援専任職員の業務を行う者とする。
非常勤職員	週35時間未満の勤務となる者をいう。

#### 【人件費の考え方】

人件費は、以下に基づいて委託料に積算します。配置人数を増やす場合、開所日数を増やす場合又は法人の給与体系が以下に示す金額より多い場合であっても、人件費の加算は行いません。(実際に支払う給与額を、下記金額にしなければならないわけではありません。)

- 常勤（施設長） 年額 5,409,912円 × 1名
- 常勤（施設長以外） 年額 4,475,652円 × 2名
- 常勤（コーディネーター） 年額 4,475,652円 × 1名
- 常勤（利用者支援専任職員） 年額 4,475,652円 × 1名
- 非常勤（1人当たり） 年額 1,986,156円 × 3名
- 非常勤（コーディネーター） 年額 1,986,156円 × 2名

注1：常勤職員は社会保険料、労働保険料等及び期末等諸手当を含む額。

非常勤職員は労働保険料（雇用保険、労災保険）及び交通費を含む額。

注2：上記金額は、現時点で予定している金額であり、年度により変更する可能性があります。

#### カ 利用者からの参加料の徴収

実施事業の参加料は無料とし、利用者から参加料を徴収できません。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費（材料費等の経費）で、特定の個人の利用に係る経費を利用者から徴収することはできます。

#### キ 委託料として支払う経費（予定）

区はエの人件費に加え、次の経費を委託料として運営法人に支払います。

人件費を含めた事業費の総額は、4月に事業を開始することとし、約 4,776 万円を見込んでいます（現時点の予定であり、変更することもあります。また、委託料について消費税は非課税となります）。

実際の委託料は、法人選定の後、運営法人から見積徴収し、区が定める予定価格以下の金額で決定します。

なお、委託料には人件費、光熱水費等の定期的に支出を要する経費が含まれるため、原則として支払いは前金払いとします。ただし、契約締結当初に一括払ではなく分割払とし、原則として毎月、必要と考えられる額を支払います。

#### 人件費以外の経費の例(現時点での案です。実際の経費と異なる場合があります。)

- 施設費 光熱水費、非常通報システム使用料、廃棄物処理料、エアコンフィルター清掃、殺虫殺鼠料、消火器点検料
- 事業費 一般健康診断、講師等謝金、出張旅費、消耗品費（事務・日用品、材料等）、図書等購入費、被服費、コピー機リース・保守・消耗品供給契約料、印刷製本費、通信費、ホームページ運営費、広報費、行事費、会議費、備品費、修繕料、保険料、その他雑費、震災対策物品購入費



## ク 個人情報保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うこととなりますが、運営法人には、協働契約で定める個人情報保護に関する措置を遵守していただきます。また、個人情報を取り扱う従事者に研修を行っていただきます。

## ケ 苦情解決の仕組み

運営法人は利用者から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えていただきます。

## (4) 協働契約（委託契約型）

### ア 契約締結

運営期間中、区は毎年度、事業の協働契約（委託契約型）を運営法人と締結します。契約締結時には、区と運営法人で当該年度の事業実施について、双方の役割を分担し、協働契約書（委託契約型）別表として、役割分担確認表を策定します。

ただし、事業の実施結果、内容が著しく不十分である場合などには、運営期間中であっても協働契約（委託契約型）を更新しないことがあります。また、運営法人選定後から運営期間中において、次の事項に該当し、運営法人として適当でないと思われる場合には、選定結果の取り消し又は運営の停止を命じることがあります。

- 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- 協働契約（委託契約型）について重大な違反があり、そのことにより契約を継続することが困難なとき
- その他運営法人として適当でないとき

### イ 事業評価

毎年度末に当該年度の事業の成果や課題、次年度に取り組むべき事柄等について、区と運営法人で相互に事業評価を行います。さらに、原則として運営3か年度目には、有識者を交えた事業評価を行います。そして、運営期間の最終年度である5か年度目には、5か年間の協働事業の総括を行います。

また、事業評価結果については、ホームページ等で市民に向けて公表します。

## (5) 議会の議決

本募集要項に基づく運営法人の募集の成立は、本事業実施に係る令和5年度予算案が、横浜市議会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。

### 3 法人選定

#### (1) 選定の流れ

時 期	手続等
令和4年10月5日(水)	法人募集実施の公表 泉区ホームページに掲載
同10月6日(木)～10月19日(水)	参加意向申出書の提出
同10月24日(月)	提案資格確認結果通知書、申請 関係書類提出要請書の通知
同10月24日(月)～10月31日(月)	質問書受付期間
同11月4日(金)	質疑の回答(ホームページ掲載)
同11月4日(金)～11月11日(金)	提案書の受付
同11月8日(火)～12月12日(月)	選定委員会開催(書類選考、法人 プレゼンテーション等)
同12月26日(月)	選定結果通知

#### (2) 提案書提出希望(プロポーザル参加)の確認

提案書の提出を希望する者の資格を確認します。

#### ア 参加意向申出書の提出

##### (ア) 提出書類

- ① 参加意向申出書(別添) 1部
- ② 法人登記簿謄本(写) 1部
- ③ 参加資格の条件を満たす法人(本募集要項の2(1)運営者とする法人の種類を参照。)であり、市内における活動状況がわかる資料(様式はありません。既存のものでもかまいません。) 1部

##### (イ) 受付期間及び時間

令和4年10月6日(木)から10月19日(水)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間受け付けます。

##### (ウ) 提出場所

横浜市泉区役所2階 こども家庭支援課(窓口番号210番)

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

## イ 提案資格確認結果の通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書の送付

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。また、提案資格を有することを認めた場合には、プロポーザル関係書類提出要請書を送付します。

(ア) 通知日 令和4年10月24日(月)

(イ) その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## (3) 質問書の提出

本要項等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

ア 提出期間 令和4年10月24日(月)から令和4年10月31日(月)まで

イ 提出先 横浜市泉区こども家庭支援課地域子育て支援拠点事業担当

電子メールアドレス iz-kodomokatei@city.yokohama.jp

FAX 番号 045-800-2513

ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ(着信確認を行ってください。)

※ 来庁及び電話による問合せには一切応じられません。

エ 回答日及び方法 令和4年11月4日(金)までにホームページに掲載します。

## (4) 提案書提出方法

### ア 提出書類

別添の「提出書類一覧」のとおり

※ 提出の際、「提出書類一覧」のうち提案書、様式I、決算書等以外の複数部数提出する書類については、それぞれ1部ずつを順番にまとめて一式とし、A4サイズのファイルにとじてください。

また、とじた書類の様式番号ごとにインデックスを貼り、該当の書類がすぐに分かるようにしてください。

### イ 提案書類受付期間及び時間

令和4年11月4日(金)から令和4年11月11日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間受け付けます。

※ 書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況等によりお待ちいただくことがありますので、事前に「6問い合わせ先」へ御連絡いただき、日程調整のうえ、お越しく下さい。

## ウ 提出場所

横浜市泉区役所 2 階 こども家庭支援課（窓口番号 210 番）

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

## エ その他

- (ア) 所定の様式が定められている場合、所定の様式以外の書類については受理しません。
- (イ) アの提出書類の他に、本市の判断により追加書類の提出を求められることがあります。
- (ウ) 提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- (エ) プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとします。
- (オ) 提案内容の変更は認められません。

## (5) 選定方法

運営法人の選定に当たっては、区は外部委員による選定委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づき、別添の評価指標を用いて提案内容の評価をします。なお、応募団体が 1 団体のみの場合であっても、選定委員会による評価を実施します。

区は、委員会の評価の結果及び意見を踏まえて、運営法人を選定します。

### ア 選定基準

運営法人の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する情報の収集及び提供等を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (イ) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (ウ) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (エ) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

### イ 選定委員会

子育て支援に理解のある地域関係者、子育て支援に関する有識者などを委員として予定しています。

- (ア) プレゼンテーション、ヒアリングの実施

選定委員会の評価にあたり、提案者は、委員会に対して（イ）の日時にプレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングに応じていただきます。

- (イ) 実施予定日 令和 4 年 12 月 12 日（月）
- (ウ) その他

時間等詳細については、別途お知らせします。

## ウ 評点が同点となった場合の措置

評点が同点の法人があった場合は、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

## エ 最低評価得点に達していない場合の措置

各委員の評価点数（325点満点）の合計が、総評価点数の33%に満たない点数であった法人については、非選定とします。

## (6) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和4年12月26日（月）までに行います。

イ その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を送付した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## (7) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

オ 運営法人の選定後、提案の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要及び提案者の得点等については区ホームページ等において公表します。

## (8) プロポーザル手続における注意事項

ア プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる可能性があります。

イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

エ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

なお、受託候補者として特定されている者が契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次順位の者と契約交渉を行うことがあります。

#### (9) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 募集要項に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 本プロポーザルに関して提案者が、選定委員会の委員であると認識し、委員に接触、連絡等の事実があり、選定に関して不正な行為があったと認められる者

カ プレゼンテーション、ヒアリングに出席しなかった者

#### (10) その他

ア 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

イ 手続において使用する言語及び通貨

(ア) 言語 日本語

(イ) 通貨 日本国通貨

ウ 契約書作成の要否

要する。

## 4 法人選定後の諸注意

### (1) 見積書の提出、契約書の作成

運営法人として選定された後は、協働契約（委託契約型）の締結をするため、区に対し事業に係る経費の見積書を提出していただきます。契約金額は、区があらかじめ定める予定価格以下の金額で決定します。

なお、本事業は社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約にあたって消費税は非課税となります。契約の可否は、経費の合計額（見積総額）により決定します。契約に際しては、この見積額を契約金額とします。

契約金額の決定後は、契約書を作成していただきます。本件契約は、令和5年4月1日に契約書を交換することによって確定するものとします。

なお、契約書作成に係る印紙税については運営法人に負担していただきます。

## (2) 施設愛称について

現在、泉区地域子育て支援拠点については、「すきっぷ」という施設愛称を使用し、広く一般に呼称されています。この愛称については、本公募により選定された運営法人におかれても、引き続き使用していただき、施設運営を行っていただきます。

## (3) 業務の引継ぎ等準備業務について

事業を開始するまでの期間には、現運営法人からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。行っていただくのは、おおむね次の業務です。

また、準備業務にかかる人件費等の費用は、運営法人に負担いただき、区は負担しません。

- ア 現運営法人からの引継ぎ業務
- イ 事業計画書等作成業務
- ウ 区との連携・調整業務

## (4) 実施施設の内装、設備について

拠点事業の実施施設は、現在の運営法人（以下「現法人」という。）が賃借物件に内装、設備工事を施しています。この内装、設備は、横浜市から補助金を受けて施工したものであり、現法人が拠点運営法人でなくなった場合には、新たな運営法人（以下「新法人」という。）に引き継ぐこととなっています。このため、新法人には実施施設の内装、設備を、現法人から譲り受け、拠点事業を行っていただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。

## (5) 備品類について

仕様書にも示したとおり、現法人が委託料により購入した取得価格 30,000 円以上の物品は、区の所有物となっています。この条件に該当するもので、現法人が管理・使用している備品類は、新法人に管理・使用していただくこととなります。ただし、所有権は、区が留保します。

管理・使用していただく備品類の具体的な品目、数量等については、別添の備品リストを参照してください。

## (6) その他

運営法人は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

## 5 別添資料等

- (1) 令和5年度泉区地域子育て支援拠点事業仕様書（案）
- (2) 参加意向申出書
- (3) 質問書
- (4) 提出書類一覧
- (5) 提案書
- (6) 選定委員会 評価指標
- (7) 泉区地域子育て支援拠点事業実施要綱
- (8) 横浜子育てサポートシステム事業実施要綱
- (9) 横浜子育てサポートシステム事業会則
- (10) 見積書の作成例
- (11) 備品リスト

## 6 問い合わせ先

※ 本要項の内容等について質疑がある場合には、3（3）に従い、書面により提出してください。

※ その他のお問い合わせについては、次をお願いします。

横浜市泉区こども家庭支援課 地域子育て支援拠点事業担当  
担当者 加藤、佐藤

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5丁目1番1号

電話 045-800-2444

電子メールアドレス iz-kodomokatei@city.yokohama.jp



**法人の子育て支援関連事業についての考え方、活動実績報告等**

- 1 法人の子育て支援関連事業についての理念や考え方を具体的に記載してください。
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 横浜市の子育て家庭のニーズや課題についての考えを記載してください。
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 子育て支援関連事業に関する過去5年間の活動実績を記載してください。  
(既存資料の別添でも可)

## 令和5年度横浜市泉区地域子育て支援拠点事業仕様書

### 1 事業目的

市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として、泉区地域子育て支援拠点事業を行う。

### 2 基本理念

- (1) 事業の実施は、横浜市泉区地域子育て支援拠点事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 地域子育て支援拠点の運営法人(以下「運営者」という。)は、次の事業・施設運営の基本理念に基づいて、泉区(以下「区」という。)及び児童福祉・母子保健関係機関等と連携・協力し、事業・施設の運営にあたるものとする。

#### 【事業・施設運営の基本理念】

- ア 泉区における、地域による子育て支援の拠点施設としての運営
- イ 子どもの視点に立ち、すべての就学前児童及びその養育者、並びに子育てに関する支援活動を行う者に開かれた運営
- ウ 子どもと家庭を支援する各種の行政等機関・地域等との連携を図る運営
- エ 利用者の意見、子育てをめぐる社会情勢、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる運営
- オ 子ども及びその養育者の育ちを支援するとともに、養育者自身が事業の担い手として関わることができる視点に立った運営
- カ 地域の人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指す運営
- キ 「横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方」に基づく運営

### 3 実施施設

- (1) 実施施設は、横浜市泉区長(以下「区長」という。)が事業を実施するに相当と認める施設を確保するものとする。
- (2) 実施施設の基準等は、実施要綱第4条の定めによる。

### 4 実施施設における事業内容

#### (1) 人員配置

常勤職員(週35時間以上勤務)のうち、施設長として1名配置すること。施設長は、この契約の履行に関して、業務従事者を指揮監督するものとする。その他、(3)業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。なお、地域の子育て支援人材を積極的に、業務従事者として採用するように努めること。

#### (2) 事業の実施時間、実施日、休業日

事業の実施時間、実施日、休業日については、実施要綱第5条の定めによる。

(3) 業務内容

次に掲げるとおりとし、事業ごとに目的を踏まえて、実施方法を遵守し、目指す拠点の姿に沿って実施すること。実施にあたっての詳細は、区と運営者が協議する。

ア 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供（親子の居場所事業）

**目的** 場の提供を通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、子育て当事者同士の仲間づくりを促進する。

**実施方法** (ア)週5日以上、1日6時間以上、居場所の提供を行うこと。

(イ)子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。

**【目指す拠点の姿】**

- 利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。
- 多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。
- 養育者と子どものニーズ把握の場になっている。
- 親（養育者）自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。

イ 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること（子育て相談事業）

**目的** 子どもと家庭に関する相談に対応することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、支援につなげていないニーズを適切な支援につなげていく。

**実施方法** 居場所、相談室において相談に対応するほか、電話相談を行う。

**【目指す拠点の姿】**

- 養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。
- 相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができていく。

ウ 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること（情報収集・提供事業）

**目的** 区内等の子育てに関する情報を一元化し、提供することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消する。

**実施方法** 情報コーナーを設置する。また、多様な媒体を活用し、情報提供を行う。

**【目指す拠点の姿】**

- 区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。
- 子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。
- 拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。

エ 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること（ネットワーク事業）

**目的** ネットワーク化を進めることを通じて、様々な地域の子育て支援活動の質の向上、活動の活性

化、活動の課題解決を図る。

**実施方法** 既存のネットワークと十分に連携し、地域の子育て支援に関わる人々の意見・ニーズを踏まえてネットワークを推進する。

**【目指す拠点の姿】**

- 地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。
- ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。

オ 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること(人材育成、活動支援事業)

**目的** 子育て支援人材の育成、当事者のサークル活動等の支援を通じて、子育て支援に関わる市民の増加、活動の多様化、活性化を図る。

**実施方法** 支援者の養成講座、活動へつなぐ実地研修、レベルアップ研修等を実施し、サークル活動等の育成支援を行う。

**【目指す拠点の姿】**

- 地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。
- 養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。
- 広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。
- これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。

カ 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること

(横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業)

**目的** 横浜市子ども青少年局を本部として実施する「横浜子育てサポートシステム事業」の泉区における区支部事務局を運営することを通じて、区内の子育て家庭の主に子どもの預かりに係る支援ニーズを充足するとともに、子育て支援に理解のある地域人材の育成を進め、地域ぐるみの支え合いの促進を図る。

**実施方法** 横浜子育てサポートシステムに登録を希望する市民への入会説明、会員管理(登録、変更、退会、更新等)、援助活動の調整、提供会員研修会(予定者研修、フォローアップ研修)、会員交流会の企画実施など、区支部事務局の担当業務を行う。詳細の実施条件については、別紙1「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」のとおりとする。

**【目指す拠点の姿】**

- 子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。
- 養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。
- 会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。
- 養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。

キ 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること(利用者支援事業)

**目的** 子育て家庭の相談に応じ、個々のニーズに応じた適切な施設・制度・サービス等の情報を提供することにより、養育者の主体性を尊重した選択の支援や、施設や事業等の円滑な利用を支援する。これらの利用者支援の円滑な実施のため、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり、不足する資源の調整や提案、人材の育成等の地域連携を行う。

**実施方法** 電話や面接による個別相談に応じ、拠点が持つ情報やネットワークを活用しながら、養育者に適した選択肢の提示、養育者主体の選択の支援、支援窓口等の案内・仲介などを行う。また、日常的に地域の社会資源との関係を築き、情報や課題の共有、資源同士をつなげるコーディネート等を行う。詳細の実施条件については、別紙2「利用者支援事業の実施条件」のとおりとする。

**【目指す拠点の姿】**

- 拠点における利用者支援事業が、区民に認知されている。
- 個別相談に応じ、適した選択肢の提示や養育者主体の選択の支援、必要に応じた支援窓口等の案内や仲介を行っている。
- 子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。

ク その他子育て支援として、区長が必要と認める事業

(4) ホームページ、パンフレット等の作成

地域子育て支援拠点及びその実施事業等について、利用者に広く周知するためのホームページを作成すること。また、パンフレット、チラシなど紙媒体によっても周知を図ること。

5 情報の取扱に関する事項

(1) 個人情報保護の措置

運営者は、別添1の「個人情報取扱特記事項」に基づき、事業実施にあたり個人情報の保護に努めなければならない。また、個人情報を取り扱う事務の実施にあたっては、別添2の「地域子育て支援拠点業務フロー及び個人情報保護措置」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(2) 電子計算機により情報を取り扱う場合の措置

運営者は、業務の遂行にあたり電子計算機により情報を取り扱う際には、別添3の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

6 施設運営に関する事項

- (1) 業務従事者の氏名、勤務形態、その他必要な事項を区に報告すること。また、変更があった場合には、その旨を直ちに報告すること。
- (2) 業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないように努めること。
- (3) 業務従事者に対して必要な研修を実施又は受講させ、その資質向上に努めること。

- (4) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めるとともに、財産等の保全に努めること。
- (5) 実施施設の衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。事業実施上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。また、利用者には、ごみの持ち帰りを徹底させること。
- (6) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。また、事故発生時には報告を行うこと。
- (7) 省エネルギーを心掛け、省資源及び廃棄物減量の観点から横浜市の「ヨコハマ3R夢プラン」の取り組みに努めるなど、環境への負荷の低減に努めること。
- (8) 利用者からの苦情・要望の受付・処理を迅速かつ適切に実施すること。

## 7 実施施設の利用に関する事項

- (1) 利用者が実施施設を利用する際のルールについては、区と協議し、定めること。
- (2) 利用者は、原則として登録制とし、利用の都度、受付を行うこと。円滑に利用受付ができるよう、受付システムを導入し、登録済みの会員には、会員カードを発行し、バーコードにより受付を行うこと。

## 8 施設、設備、備品類等の管理に関する事項

- (1) 経費により購入した物品（取得価格30,000円以上の物品とする。）の所有権は区に帰属するものであること。運営者は、これらの物品を、台帳を整備し、ラベル等により、善良なる管理者の注意を持って管理すること。
- (2) 遊具等の備品は、特に衛生保持に努めるとともに、常に破損の有無を確認し、必要があれば修繕し、又は廃棄すること。
- (3) 利用者による施設、設備、備品類等のき損又は滅失に係る1件10万円未満の軽微な修繕等については、運営者が業務の範囲内で行うこと。当該金額を超える修繕となる場合、又は明らかに利用者の故意又は重大な過失に基づくき損で、利用者に対し損害賠償を求めべきと判断される場合には、区と運営者で別途協議すること。

## 9 知的財産権等の取り扱いに関する事項

事業を運営する過程で発生する以下の事案に係る知的財産権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 運営者が作成した印刷物（印刷物の原版である電子データを含む。）
  - ア 毎月等定期的に利用者向けに発行する通信誌及び子育て情報提供事業の一環として作成した情報紙は運営者に帰属する。ただし区は、区民等への情報提供等の公益的目的がある場合には、当該印刷物の全部又は一部を自由に複製し、配布することができる。
  - イ 上記以外の印刷物  
作成にいたる経過等を踏まえて、区と運営者が協議して定める。
- (2) 運営者が開発した研修プログラム  
運営者に帰属する。ただし横浜市内の各区において、当該各区の区役所及び地域子育て支援拠点並びに横浜市役所が、地域の子育て支援関係者の養成を目的に当該研修プログラムを使用し、研修を実施

する場合には、運営者は当該研修プログラムを無償で使用させなければならない。

(3) 施設愛称

施設愛称については、広く区民に公募して採用した経緯を踏まえて、泉区地域子育て支援拠点の愛称としてのみ使用できるものであり、運営者が行う他の事業等において、施設愛称、事業名称等として使用することはできないものとする。

(4) 職員マニュアル

運営者が、本事業運営において、その従事者の行動基準として作成したマニュアル等については、その権利は運営者に帰属する。

## 10 事業報告

(1) 運営者は、毎月、前月分の次の事業の実施状況について、区及び子ども青少年局へ報告すること。

ア 親子の居場所事業の利用状況

イ 子育て相談事業の実施状況

ウ 情報収集・提供事業の実施状況

エ ネットワーク事業の実施状況

オ 人材育成、活動支援事業の実施状況

カ 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施状況

キ 利用者支援事業の実施状況

ク その他子育て支援として、区長が必要と考える事業の実施状況

また、運営者は毎月10日までに、前月分のア及びイに関する事業実績報告を別途定める様式で区及び子ども青少年局へ提出すること。

なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業及び利用者支援事業の実施状況にかかる報告については、それぞれ別紙1「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」及び別紙2「利用者支援事業の実施条件」によるものとする。

(2) 運営者は、年度末に、この契約の履行に関して完了報告をしなければならない。完了報告は、事業実施の実績報告に加えて、事業に係る収支報告を含むものとする。

## 11 一般的事項

(1) 運営者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を実施施設に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて区に報告するものとする。

ア 委託契約書(写)及び仕様書

イ 会計関係書類

ウ 人事労務関係書類

エ 事業計画及び職員配置計画

オ 事業実績記録、統計

カ 利用者関係書類

キ その他必要書類

- (2) 運営者は、仕様書に明記がない場合であっても、実施要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は、区と協議の上誠実に履行するものとする。
- (3) 運営者は、本事業の遂行にあたり必要に応じて、区との協議を申し入れることができる。
- (4) 本仕様書に関して疑義がある場合には、別途区と協議することとする。

## 12 その他

- (1) 電気料金、ガス料金、上下水道料金、電話料金、インターネットプロバイダ料金等は運営者がそれぞれ契約の相手方に支払うこと。また、運営者の契約に基づく支払債務について、履行遅滞、不履行などをしないこと。
- (2) 收受した文書類は、受領日を記録し、内容の重要度に応じて保管期間を定め、保管すること。  
なお、区にあてた文書又は取扱いに疑義のある文書については、区に回送し、その指示を受けること。
- (3) 運営者は、実施施設及び事業実施上の瑕疵により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で、施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入すること。

なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業では、会員の援助活動中の万一の事故に備え、提供会員及び利用会員の子供にかかる傷害保険や援助活動にかかる賠償責任保険、また会員の研修会、交流会等の事故に備えた会合傷害保険に横浜市が加入するので、これに関して運営者が保険に加入する必要はないこと。

### 【参考】人員配置等

施設長 1名

子育てパートナー 1名

横浜子育てサポートシステムコーディネーター 2～3名

親子の居場所事業ほか 5～6名

※上記人数は、各区地域子育て支援拠点における人員配置等の実績をもとに、参考として示しています。

※すべての事業を確実に実行できる人員を配置してください。

※上記職員のうち、施設長、子育てパートナー、横浜子育てサポートシステムコーディネーター(内1名)は常勤職員とします。

※ひろばの利用状況やイベント等の実施により、配置人数は変動するものと考えます。



## 別紙1 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件

### 1 業務処理の原則

- (1) 業務は、原則として横浜市が定める「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」(以下「要綱」という。)等、関係規定に基づいて行うこと。
- (2) 横浜子育てサポートシステム事業の本部及び他区支部事務局と十分連携、調整を図ること。
- (3) 実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を活用し、実施施設の居場所スペースにおける預かりの試行(後述)等、連携を図りながら事業を推進すること。特に、事業を通じて提供会員等多くの支援人材との関係性が構築されることから、これを支援者ネットワーク事業、人材育成・活動支援事業の推進に十分活かすこと。

### 2 区支部事務局

- (1) 区支部事務局は、実施施設内に設けること。
- (2) 区支部事務局には原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局専用の電話を設けること。
- (3) 区支部事務局開設時間は、週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員利便性等に配慮して行うこと。

### 3 コーディネーター

- (1) 上記の区支部事務局に係る業務を行う職員を横浜子育てサポートシステムコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)という。
- (2) 実施施設に配置する常勤職員のうち、1人は主にコーディネーターとしての業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。
- (3) 上記責任者を含め、区支部事務局には常勤職員、非常勤職員を問わずコーディネーターとしての業務を行う者を、常に配置すること。
- (4) コーディネートの一貫性に配慮し、コーディネーターとしての業務を行う職員は、全体で6人程度を上限の目安とすること。

### 4 入会説明

- (1) 区支部事務局の来所者に対する個別説明や来所が困難と考えられる人に対する訪問による説明等、入会希望者の意向を十分に把握でき、できる限り入会希望者の利便性に配慮した方法により実施すること。
- (2) 入会希望者が制度理解を深めることができるよう、原則として入会希望者と対面で行うこと。

### 5 会員管理

- (1) 新規会員に係る一連の事務(入会申込書の受理・処理、システム登録、会員証発行等)を行うこと。
- (2) 会員情報の変更、退会等の対応とともに、会員の登録に関しては、本部の指示のもと、年度ごとに更新・整理を行うこと。

## 6 援助活動の調整

援助活動の調整は、コーディネーターが行い、会員間の連絡調整の仲介、援助活動に当たっての会員相互の事前打ち合わせへの同席など、援助活動が円滑に行われるための調整を十分に行うこと。

## 7 提供会員研修

- (1) 提供会員としての入会希望者に対しては、提供会員予定者研修を企画・実施し受講させること。
- (2) 援助活動の質の向上や安全確保のため、区内の提供会員に対するフォローアップ研修を企画、実施すること。
- (3) 企画にあたっては、会員ニーズを踏まえた適切な内容とし、提供会員の状況把握の機会として活用すること。

## 8 提供会員増加に向けての取り組み

地域の住民同士による援助活動が促進されるよう、利用会員と提供会員の区内の配置バランスを検討し、提供会員増加のための周知活動やイベント等を企画し、実施すること。

## 9 会員交流会

- (1) 会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するため、区内の会員等を対象とした交流会を企画、実施すること。
- (2) 企画に当たっては、会員ニーズを踏まえるとともに、会員の状況把握の機会や援助活動の質の向上の機会として活用すること。

## 10 実施施設内の居場所スペースにおける援助活動

個人宅での1対1の預かりに対する会員の不安を緩和し、活動を促進するため、実施施設内の居場所スペースにおける提供会員による預かりを必要に応じて実施すること。

## 11 両方会員による援助活動の促進

子育ての当事者同士の助け合いを促進するため、両方会員の登録と、両方会員による預かりを進めること。

## 12 事業報告

毎月の援助活動実績について区及び本部に報告すること。

なお、本部への事業報告については、区支部事務局で利用する会員情報等管理システム「ファミサポねっとシステム」を活用すること。

## 別紙2 利用者支援事業の実施条件

### 1 業務処理の原則

実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を基盤として、一体的に機能させ、また、これを拠点事業全体の推進に十分活かすこと。

### 2 利用者支援専任職員

- (1) 上記の業務を行う職員を利用者支援専任職員（以下「専任職員」という。）という。
- (2) 実施施設に配置する常勤職員のうち、1人を専任職員として本業務を行うこと。
- (3) 専任職員は、子育て支援に理解が深く、意欲的な活動が期待できる者で、次の要件を備えていること。
  - ア 地域子育て支援拠点等、地域における子育て支援活動または活動支援の経験を有し、地域の子育て事情や社会資源に精通した者
  - イ 子育て支援員研修地域子育て支援コース(利用者支援事業・基本型)または市が認めた専任職員向けの研修課程をすべて修了した者

### 3 実施方法

- (1) 実施施設内で、親子の居場所の提供時間に合わせて実施すること。また、必要に応じて、子育て中の親子が集まる場を活用した相談を行う。（家庭訪問は含まない。）
- (2) 専用の電話を設けること。
- (3) 相談を受ける際には、プライバシーの保護に配慮すること。

### 4 業務内容

- (1) 利用者支援
  - ア 電話・面接での個別相談に応じること。
  - イ 養育者が、必要な支援機関を適切に利用するために必要な情報の提供その他を行うこと。
  - ウ 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、養育者主体の選択の支援・支援窓口等への案内・仲介等を行うこと。
- (2) 地域連携
  - ア 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、関係機関や地域の社会資源との間で、利用者支援に関連する情報の共有や関係性の強化を図ること。
  - イ 専門的な対応を要する相談については、速やかに関係機関に案内・仲介する等、適切な対応を行うこと。
  - ウ 関係機関に案内・仲介した後も、支援に携わるネットワークの一員として、役割分担に応じて支援を行うこと。

### 5 事業報告

毎月10日までに、前月分の事業実績報告を別途定める様式で区及びこども青少年局へ提出すること。

# 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

## 個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所属	担当業務	氏名 (自署又は記名押印)

(A 4)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

### 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

## 地域子育て支援拠点業務フロー及び個人情報保護措置

## 1 利用受付

## 【利用申込】

- ・利用申込書の提出を受け、情報を受付システムに入力する。
- ・利用者カードを発行する。
- ※ システムを用いるPCは、ネットワーク接続は行わない（スタンドアロンで使用）。また、インターネット接続も行わない。
- ※ システムのソフトウェア及びPCには、使用者IDとパスワードを設定し、使用者を限定する。入力作業を終え、作業機器から離れる際は、必ずソフトウェアを終了し、システムをログアウトにする。（1分以上作業がない場合に、自動ログアウトする設定もあわせて行う。）
- ※ 記録デバイスの使用をソフトウェアで制限し、データの持ち出しを防ぐ。
- ※ 作業機器の盗難防止措置を講じる（ワイヤーロックなど）。

システムに入力した利用者データは次回以降の利用受付以外に、次に利用する。

- ①利用者数等の集計作業
- ②電子メール等でイベント等の事業案内の送付（申込時に希望の有無を確認し、希望する者のみに送付すること。）

## 【次回以降の利用受付】

- ・利用者カードのバーコードにより受付する。

## 【利用申込書、バックアップデータの保管】

- ・利用申込書と電磁記録のバックアップディスクは、事務室の鍵つき書庫に保管する。

## ●保存期間等●

児童が就学年齢に達した場合、1年間利用がない場合、利用者の申出があった場合には削除する。また、利用者の申出により随時受付、更新する。

## 2 子育て相談

## 【相談受理】

- ・施設内、相談室等における相談
- ・電話による相談
- ※ 相談内容、相談者の希望に応じ、プライバシーに配慮した環境で、相談対応する。

以下の場合であって、相談者の了承を得た場合のみ、相談連絡票に記録する。ただし、虐待やDVなど緊急性が高い場合等は、その限りではない。

- ①再度、相談に応じる必要がある。
- ②福祉保健センターに紹介し、専門的支援につなげる必要がある。

## 【記録】

- ・相談室において対面で記録
- ・相談の事後に、事務室で記録
- ※ 相談対応した職員が記載し、施設長へ報告する。

- ①施設長へ報告後、再度相談対応に備えて記録を保管する。
- ②福祉保健センターへ相談連絡票の写しを提供し、引き継ぐ。  
写しの提供は手渡しで行うこと。また、外へ持ち運ぶ際には「取扱い上の注意」を厳守すること。  
原本は拠点において保管する。

## 【相談連絡票の保管】

事務室の鍵つき書庫に保管する。

## ●保存期間等●

相談があった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して1年間を経過した場合には、速やかにシュレッダー等により裁断し廃棄する。

## ●取扱い上の注意●

- ・持出時と持込時に、管理責任者が文書の紛失がないか確認すること。
- ・持出文書の管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。



### 3 利用者支援

#### 【相談受理】

- ・施設内、相談室等における相談
- ・電話による相談

※ 相談内容、相談者の希望に応じ、プライバシーに配慮した環境で、相談対応する。

全ての相談について、利用者支援記載様式に記録する。

#### 【利用者支援相談記録票の作成】

- ・相談室において対面で記録
- ・相談の事後に、事務室で記録

※ 利用者支援専任職員が記載し、施設長へ随時報告する。

施設長へ報告後、記録を保管する。

#### 【利用者支援相談記録票の保管】

事務室の鍵つき書庫に保管する。

専門的な対応を要する相談を受理した場合は、施設長への報告後、利用者支援連絡票に記録し、福祉保健センターへの報告を行う。

※報告にあたっては、利用者本人の承諾を得ることを原則とする。ただし、虐待やDVなど緊急性が高い場合等は、その限りではない。

#### 【利用者支援連絡票の作成・福祉保健センターへの連絡】

相談の事後に、事務室等個室で記録

※ 判断に迷う場合は、福祉保健センターへ電話連絡し、対応を協議する。

福祉保健センターへ利用者支援相談記録票及び利用者支援連絡票の写しを提供し、引き継ぐ。写しの提供は手渡しで行うこと。また、外へ持ち運ぶ際には「取り扱い上の注意」を厳守すること。

原本は拠点において保管する。

#### 【利用者支援相談記録票及び利用者支援連絡票の保管】

事務室の鍵つき書庫に保管する。

#### ●取り扱い上の注意●

- ・持出時と持込時に、利用者支援専任職員が文書の紛失がないか確認すること。
- ・持出文書の管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。

#### ●保存期間等●

相談があった日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間を経過した場合には、速やかにシュレッダー等により裁断し廃棄する。

#### 4 子育てサポートシステム

##### 1) 支部事務局内で取り扱う文書

項目	文書名	保存期間	報告有無	報告先
(1) 入会説明会				
	入会説明参加者名簿 (任意様式)	5年		
(2) 予定者研修会・フォローアップ研修会				
	研修会参加申込書	5年		
	受講者名簿	5年		
	保育児童名簿	5年		
	保育票	5年		
	保育協力者名簿	5年		
	講師および保育協力 者口座振込依頼書	5年		
	提供・両方会員研修受 講者アンケート	5年	有	区
	提供・両方会員希望者 アンケート	5年	有	区
	緊急救命講習受講済 届出書	5年		
(3) 会員登録				
	入会申込書	退会后5年		
	会員証	退会及び資格 喪失後、区支 部へ返却され 破棄		
	会員登録変更届	退会后5年		
	退会届	5年		
	会員更新登録申込書	5年		
	会員名簿 (任意様式)	更新後破棄		
(4) 援助活動				
	コーディネート記録 (任意様式)	5年		
	援助活動報告書	5年		
(5) 事故				
	事故報告書	5年	有	区

●保存期間等●

- ・作成または受理した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、文書ごとに定める年数を保存する。
- ・保存期間終了後は、シュレッダー等により裁断し破棄する。
- ・保存期間中は、事務室の鍵つき書庫に保管する。

●受発送する文書の取り扱い上の注意●

- ・文書を発送する場合には、誤発送防止措置を講じること。また、文書の発送記録を残すこと。
- ・文書が到着した場合には、内容の確認を行い、受領記録を残すこと。

2) 支部事務局で利用する会員情報等管理システム「ファミサポねっとシステム」

- ・本部がシステムの運用を行い、本部・支部・会員がインターネットを通じてアクセスして利用する。
- ・支部は自区及び区外利用者に関するデータについて閲覧・入力可能。
- ・システムにアクセス可能な作業機器の設定は、本部及び区支部が行う。また、システムにログインするためのIDとパスワードは、本部から発行される。

●取り扱い上の注意●

- ・システムの利用者を限定するとともに、ID・パスワードは、管理を厳正(PCに記憶させない等)に行い、使用者以外に漏らさないこと。
- ・作業機器から離れる際は、必ずシステムをログアウトにすること(自動ログアウトの設定等を行うなど)。
- ・作業機器の盗難防止措置(ワイヤーロックなど)を講じること。
- ・業務上の必要により個人情報を含む帳票を出力した際には、管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。作業終了後には、適正に破棄すること。

3) 支部事務局外で援助活動調整等のために取り扱う文書

(ア) 入会申込書

●取り扱い上の注意●

- ・持出時と持込時に、支部事務局責任者が文書の紛失がないか確認すること。
- ・持出者は、持出文書の管理を厳正に行い、紛失をせず、また他の者が閲覧可能な場所に放置しないこと。

4 管理点検、研修

個人情報の管理体制について、少なくとも年2回以上は点検を行うとともに、個人情報を取扱う従事者に対しては、少なくとも年に1回研修を実施すること。

## 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、協働契約書の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の協働契約(委託型)に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。))及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持ち出し禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、協働契約書第29条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、協働契約書第12条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

## 横浜市泉区地域子育て支援拠点事業実施要綱

制 定 平成20年5月20日 泉サ第 239号（泉区長決裁）  
最近改正 平成27年9月18日 泉こ第1225号（泉区長決裁）

## （目的）

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができ、社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として行う地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることで、事業の円滑な実施を図ることを目的として制定する。

## （協働による実施）

第2条 本事業は、横浜市泉区と同区が本事業の運営者として選定する者（以下「運営者」という。）とが、互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに、事業目的を共有しながら、協働で実施していくものとする。

- 2 前項の運営者の選定に関する事項は、横浜市泉区長（以下「区長」という。）が別に定める。
- 3 区長と運営者は、会計年度ごとに委託契約を締結し、区長は運営者に対して契約に基づく事業に係る経費を支払うものとする。

## （事業内容）

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- (2) 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関する事
- (3) 子育てに関する情報の収集及び提供に関する事
- (4) 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関する事
- (5) 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関する事
- (6) 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関する事（「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」に基づく事業をいう。）
- (7) 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する事
- (8) その他子育て支援として、区長が必要と認める事業

## （実施施設）

第4条 本事業は、区長が実施をするに相当と認める施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

- 2 実施施設は、横浜市泉区が既存の建築物を賃借し、本事業の運営者が改修する等により確保するものとする。
- 3 実施施設には、次の各号に掲げる機能を確保するものとする。
  - (1) 乳幼児等が安全に遊ぶことができ、また養育者が相互に交流できる機能
  - (2) 乳児のために、他の利用者の利用の妨げとならないよう授乳、おむつ交換等ができる機能
  - (3) 子育てに関する相談が必要な者に対し、そのプライバシーの保護に配慮し、相談

が可能な機能

- (4) 子育てに関する情報が必要な者が、その情報を容易に得ることができ、また利用者同士が相互に情報交換ができる機能
- (5) 子育てに関する支援活動を行う者が相互に交流し、また情報交換、打合せなどができる機能
- (6) 子育てに関する支援活動を行う者の育成のため、講座等の実施が可能な機能
- (7) その他区長が必要と認める機能

4 実施施設の床面積の合計はおおむね300㎡とする。ただし、前項各号に掲げる機能を一の建築物内に確保することが困難な場合には、二以上の建築物内に分けて、これらの機能を確保することができる。

5 実施施設は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう、原則として別表に定める基準を満たすものとする。

(事業の実施時間)

第5条 実施事業は原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を決め、休業日として定めなければならない。

2 前項の規定に基づき定めた休業日の他に、次の各号に掲げる日は休業日とすることができる。ただし、当該休業日が前項の規定に基づき定めた休業日にあたる場合は、翌日が実施日であった場合には、その日を休業日とすることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く）

3 事業の実施時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

4 前3項の規定に関わらず、区長が必要と認めるときは、実施日及び実施時間を変更し、休業日及び実施時間外に事業を実施し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(対象者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、事業に参加することができる。

- (1) 原則として市内に居住する就学前児童及びその養育者
- (2) 原則として市内に居住する子育てに関する支援活動を行う者（支援活動を始めようとするものを含む。ただし、営利を目的とした活動を行う者を除く。）
- (3) その他特に区長が必要と認めた者

(守秘義務)

第7条 本事業に関わるものは、利用者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく業務上・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(参加料)

第8条 実施事業の参加料は、無料とする。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実

費等で、特定の個人の利用に係る経費を、運営者が利用者から徴収することは妨げない。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年9月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月18日から施行する。ただし、第3条第7号については、平成28年1月1日から適用する。

別表（第4条第5項）

施 設	説 明
ア 出入口	(屋外) 屋外への出入口の幅は90cm以上とすること 屋外への出入口は車いす使用者等が通過しやすいものとし、前後に高低差がないこと
	(屋内) 出入口の幅は80cm以上とすること
イ 階段	両側に手すりを設けること けあげの寸法は、18cm以下とすること 踏面の寸法は、26cm以上とすること
ウ 便所	出入口の幅は80cm以上とすること 車椅子使用者用便所又はその他の便所を設ける場合には、そのうちそれぞれ1か所以上には、手すりを設けること
エ その他	施設内部には、段差部分がないこと

## 横浜市泉区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱

制 定 平成20年 5月21日 泉サ第 457号（泉区長決裁）  
最近改正 令和 4年 2月 7日 泉こ第1636号（泉区長決裁）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市泉区地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、横浜市泉区地域子育て支援拠点事業を運営する者（以下「運営者」という。）について、公平かつ適正に選定するために必要な手続を定めることを目的として制定する。

2 横浜市泉区地域子育て支援拠点事業の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

## （実施の公表）

第3条 実施の公表にあたっては、当該要綱、募集要項、事業実施要綱等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・仕様等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 選定委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

## （運営者）

第4条 運営者は、法人格を有する団体とする。

2 前項の団体は、次の各号に掲げる法人とする。

- (1) 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- (2) 市内の医療施設を経営する医療法人等
- (3) 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- (4) 市内の幼稚園を経営する学校法人等

## （運営法人の選定）

第5条 区長は、原則として運営者とする法人（以下「運営法人」という。）を公募し、応募した者の中から、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは運営法人の選定を公募によらず行うことができる。ただし、この場合においても、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行わなければならない。



(運営法人の応募資格)

第6条 運営法人の応募資格については、次の各号全てに該当する法人とする。

- (1) 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は委託契約を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(運営法人の選定基準)

第8条 運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談並びに子育てに関する情報の収集及び提供等の支援を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (2) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (3) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、事業運営について適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (4) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
  - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
  - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
  - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(運営法人選定委員会)

第10条 区長は、運営法人を選定するにあたっては、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱（以下「運営事業者選定委員会運営要綱」という。）第7条第1項第17号に規定する横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見等を聴く。

- 2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営事業者選定委員会運営要綱第7条第4項の規定に基づき、横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱に定める。
- 3 選定委員会におけるプロポーザルの評価結果については、泉区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「業者選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第11条 業者選定委員会は、選定委員会から評価結果の報告があったときは、業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 選定委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 選定委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

（運営法人選定の報告）

第12条 区長は、運営法人を選定したときは、こども青少年局長へ報告するものとする。

（選定の効力）

第13条 運営法人選定の効力は、当該選定された運営法人が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営法人が次の各号のいずれかに該当し、下記の事項により運営法人として適当でないと認めるときは、区長は運営法人の選定を取り消し又は運営の停止を命じることができる。
  - (1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
  - (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
  - (3) その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

（その他）

第14条 その他この要綱の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年8月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 2 月 7 日から施行する。

## 横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱

制定 平成 20 年 5 月 21 日 泉サ第 457 号（泉区長決裁）  
最近改正 令和 4 年 2 月 7 日 泉こ第 1636 号（泉区長決裁）

## （趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市泉区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱第 10 条第 2 項に基づき、「横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的として制定する。

2 選定委員会の組織及び運営については、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （担 任 事 務）

第 2 条 選定委員会は、横浜市泉区地域子育て支援拠点運営法人に応募をした法人（以下「拠点応募法人」という。）について、横浜市泉区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱第 8 条に規定する運営法人選定基準に基づき審議する事務を担当する。

2 前項の審議にあたっては、拠点応募法人の提出書類を審査、評価するとともに、拠点応募法人に対して、ヒアリングを実施し、その内容を評価するものとする。

## （組 織）

第 3 条 選定委員会は、5 人以上 10 人以内の委員をもって組織する。

2 選定委員会の委員は、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「運営事業者選定委員会」という。）の委員長が指名する運営事業者選定委員会の委員若干名のほか、子育て支援に理解のある地域関係者、有識者、その他区長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、運営事業者選定委員会の委員の任期の終期を越えないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の従事する業務に直接の利害関係がある委員は、審議から除くものとする。

5 委員は、再任することができる。

## （委 員 長）

第 4 条 選定委員会に委員長を 1 名置く。

2 委員長は、委員の互選により選定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

## （会 議）

第 5 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第 4 条第 2 項の規定に基づき委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の 5 分の 4 以上の出席がなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議への委員の代理出席については、これを認めない。

## （守 秘 義 務）

第 6 条 委員は、選定のうへで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、泉区福祉保健センターこども家庭支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の選定委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年8月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年2月7日から施行する。